

第3回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成18年6月18日（日）

13：30～16：30

場所：上北山村振興センター（上北山村役場内）

1. 挨拶
2. 議事
 - (1) 西大台地区利用適正化計画（案）について
 - (2) その他
3. その他

第3回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	阪口 博章 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
	松島 克典 主事
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

< 関係団体等 >

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道 (株)	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
	野田 健司 自然保護委員長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通 (株)	真子 義孝 課長
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	(ご欠席)
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発 (株)	(ご欠席)
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

< 事務局 >

環境省	
近畿地方環境事務所	小沢 晴司 統括自然保護企画官
	柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長
	小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐
	石川 拓也 国立公園・保全整備課
	福原 裕 //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸広 自然保護官
	木谷 昌史 自然保護官補佐
	田中 綾子 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

配布資料一覧

● 出席者名簿

● 配席表

資料 1 利用適正化計画の検討項目について

資料 2 西大台地区利用適正化計画（案）

参考資料 1 西大台地区入山者カウンター調査の概要

参考資料 2 第 2 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画
検討協議会議事録

参考資料 3 西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会概要

参考資料 4 西大台地区利用適正化計画（案）に係る現地調査意見
概要

参考資料 5 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議
会構成員一覧および設置要領

■課題

- 現地にて境界線を確認した上で、境界管理のための柵、制札等を必要に応じて設置することとする。
- ドライブウェイ北側（三津河落山斜面）については、将来的に区域を拡張することも含めその取扱いについて継続的に対策・検討を行うこととする。

（２）対象とする期間

（基本的考え方）

- 大台ヶ原の利用は、アクセス道路であるドライブウェイ（県道）の開通期間にほぼ一致することから、同一の期間を対象とする。

ドライブウェイ開通期間にあたる毎年４月から１１月末の間で年度毎に定める。

- * 期間内は終日、規制の対象とする。
- * 年度毎の対象期間は、ドライブウェイの状況や毎年の利用実態等を勘案して定めることとする。

(3) 利用人数の適正化の方法

(基本的考え方)

- 認定基準や注意事項等として定められるルールの遵守と、人数の上限設定等の一定のコントロールによる利用人数の適正化により利用調整を行う。

「1日あたりの総利用者数の上限」. 1)と「1団体あたりの人数の上限」. 2)を設定することにより、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

理由)

- 今後の利用負荷の増大により、西大台地区の原生的な自然環境が深刻な影響を受けるおそれがある。また、特定の時期への利用者の集中によって、踏み荒らし、歩道の複線化等の問題が生じていると考えられ、西大台地区における利用者数の抑制を図るとともに、利用の集中を緩和することが必要である。

1) 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期の分散（土日祝日から平日へ）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査の結果等（モニタリング結果）をもとに協議会において年度ごとに定める。

- * 当面の対応として、現状（17年度の利用状況調査による）をもとに、1日あたり人数の上限を設定する。
 - ・ 極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
（年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
 - ・ 平日は年間を通して20人を超える日が少なく、原生的な雰囲気と静寂が確保されている。17年度の利用状況調査の結果では、トータルで1日平均入り込みは約25人であった。
 - ・ GW、夏季、秋期を中心に、祝休日ほどではないが、平日でも比較的多い日がある（30～70名程度）
- * 初年度（19年度）の人数上限（1日あたり）については、おおむね以下の方向で検討していく。
 - 繁忙期（GW、夏季、秋期等）の土日祝日： 100人程度
 - 繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日： 40～50人程度
 - 上記以外の平日： 20～25人程度

2) 1グループあたりの人数の上限

1グループの人数の上限を10名までとする

理由)

- 一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑える。
- 静閑な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数とする。

■課題

- 特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなど、今後検討していく。

(4) 利用方法に関する規定

1) 認定手続き

立入りを希望する者は、事前に認定申請を行う（認定事務は指定認定機関が行う。認定手続きのため手数料（上限 1000 円）を徴収。

原則として当日、立入り前にビジターセンターに必ず立ち寄り、氏名等の確認を受けた上で事前レクチャーを受講する。

受講後、「認定済個票」（仮称、「認定証」とは別。）の貸与を受け、利用調整地区内において立ち入る際は、体の一部に身につけるなど他者から判別できるようにする。

指定認定機関は、認定の際、禁止行為や安全面での諸注意などについて周知徹底するとともに、大台ヶ原の自然・歴史等に関する情報をあわせて提供する。

理由)

- 利用マナーの徹底を図るとともに、利用の安全性を確保するために、事前レクチャーを義務づけることが必要である。
- より質の高い利用を推進していくためにも、大台ヶ原の自然・歴史・文化についてのレクチャーの実施が必要である。

- * 同一年度において再度立入り申請を行う者に関しては、事前レクチャーの受講を免除することも可能とする（ただし本人確認は必要。）。
- * 認定証は、団体のみの場合複数名分まとめて発行されることから、立入りにあたって認定済者であることを識別するための「認定済個票」を貸与する必要がある。

■課題

- 通過登山者等の対応。手続きの方法等について別途検討する。

※小処温泉からの登山者、登攀者等の手続き
原則として事前申請。

※経ヶ峰方面からの登山道の取扱い
隣接山林の管理等のほか西大台へのアクセスとしての利用もある。

2) ガイド等の同行

立入り者は、大台ヶ原の自然や文化を理解し、一定程度以上の登山の技術等を身につけていなければならない。

より質の高い利用を提供するため、大台ヶ原の自然や文化などを熟知した者が同行することが望ましい。

理由)

○ 利用マナーを徹底し、安全性を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的である。

* 大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

* 利用者全員へのガイド同行を視野に入れるが、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備である。

* ガイド制度の整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

(5) 管理運営体制

1) 認定事務など

指定認定機関は地域に精通し、継続性・公平性を有した団体を指定する。

立入りの申請は、原則として事前受付とする（郵送または電子申請）

理由)

○ 認定事務の管理運営については、地域に精通した組織が事務を行うことが適切である。

- * 地元の団体等を「指定認定機関」とする。
- * 認定の受付事務は、指定認定機関の所在地において行う。指定認定機関は、認定者の名簿等必要な情報を大台ヶ原ビジターセンターに連絡する。
- * 申請を受けた者から認定事務手数料（上限 1000 円）を徴収し、事務の運営費用にあてる。
- * 受付期間（申請の開始期日・終了期日）を設定する。
 - ・ 繁忙期（GW、秋期等） 3ヶ月前から1ヶ月前まで。（抽選による選考）
 - ・ 平常時（上記以外） 3ヶ月前から2週間前まで。（先着順）

（人数の上限に達した場合）

- * 基準に適合している者から認定者を決定し、認定証を郵送する。
- * 基準に適合しなかった者および選考から漏れた者に対しては認定されない旨の通知を行う。

（上限に達しなかった場合）

- * 申請内容が認定基準に適合している者に対し認定証を郵送する。
- * 特定の団体等による独占を防止する。
- * 申請時点で全員の氏名等を記載させる。（枠の独占等のための代理者等による申請は認めない。）
- * 認定の際、立入り前にビジターセンターにおいて確認を行うとともにレクチャーの受講が必要である旨、伝達するほか、大台ヶ原に関する情報を提供する。

2) 巡視

環境省、大台ヶ原ビジターセンターを中心に巡視体制を確立する
協議会構成員はそれぞれの役割に応じ実施に協力する

理由)

- 利用調整の徹底を図るため、環境省が主体となって、巡視等を行う必要がある。
- * 環境省が主体となり、ビジターセンターを拠点として、効果的・効率的な巡視体制の確立を図る。
- * 協議会構成員は、役割に応じてこれに協力する。
- * 手続きを行わない立入り者に対しては適切に対処する。
- * 協議会全体の取組みとして、年に数回の合同パトロールの実施などについて検討を行う。

■課題

- 認定事務経費について、指定認定機関の安定的な運営を確保するため、支援方策を検討する。

(6) モニタリング及びその他

大台ヶ原自然再生評価委員会は、西大台地区の自然環境についてのモニタリング調査の結果に基づき、西大台地区利用適正化計画の効果に関する評価・検討を行う

理由)

- 利用調整の効果について検証し、適切な見直しを行うために、モニタリング調査に基づいた評価・検討が必要である。

- * 大台ヶ原自然再生推進計画における自然環境調査の一環として、西大台地区の自然環境の状況に関する調査を継続的に実施し、また、これまでに蓄積されたデータ等を活用しながら、西大台地区利用適正化計画の効果について、年度毎に評価・検討を行う。
- * 評価・検討の結果、必要がある場合には、西大台地区利用適正化計画について見直しを行うこととする。

<その他>

- * 西大台における利用調整地区指定の意義や内容についての情報発進を推進し、広く国民に対する普及啓発を図る。
- * 利用調整地区の運営・管理に関して必要な施設等について検討し、適切な整備を推進する。

(7) 注意事項

省令において定める以下の事項のほか、利用調整地区ごとに注意事項を定めることが可能。

特別保護地区における規制

○自然公園法第十四条

- 一 前条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる行為
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 五 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その

- 他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十二 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 二 木竹を損傷すること。
- 三 木竹を植栽すること。
- 四 家畜を放牧すること。
- 五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
- 六 火入れ又はたき火をすること。
- 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
- 八 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 九 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

利用調整地区における禁止事項

○自然公園法施行規則第十三条の四

- 三 イ 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
- ロ 野生動物に餌を与えること。
- ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
- ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- ホ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
- ヘ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

○運用実施までのスケジュールと検討課題

(審議会・告示等)

18年7月	利用対策部会（大台ヶ原自然再生評価委員会）
〃7～8月	関係行政機関協議（国の出先機関、所在地方自治体）
〃8～9月	パブリックコメント手続き
〃9～10月	関係省庁等との協議
〃11月頃	中環審自然環境部会
?	指定認定機関の募集 →機関の指定
19年1月	官報告示 （審議会事項（区域、期間等）、告示事項（人数、認定基準等））

(次年度実施に向けた検討課題)

- ・ 区域の境界に関する事項
→柵、制札等の設置、境界確定、
→個別歩道の取扱い検討（経ヶ峰入り口等）
- ・ 認定・受付事務の詳細検討
→指定認定機関の指定（公募→環境省が指定）
→認定事務の実施計画検討
→事務取扱細則等の検討
- ・ モニタリング項目の検討（大台ヶ原自然再生評価委員会）
- ・ 巡視計画の策定
- ・ 関係機関への周知（通知、パンフレット、ポスター等）
- ・ 応答要領の検討（関係者の共通認識）

西大台地区入山者カウンター調査の概要

1. 平成17年度カウンター調査について

- ・分析対象期間：平成17年4月28日～11月30日（延べ日数217日）
- ・バッテリー交換日および交通規制日の11日間については、前後の二日間の平均人数を当該日の入山者数と定義した。

バッテリー交換日（8日間）：5/27、7/1、7/15、7/19、8/2、9/2、9/30、10/31

交通規制日（3日間）：8/25、9/6、9/7

- ・対象期間中の入山者数の推定値は5,257人であり、平均入山者数は24人である。
- ・対象期間において入山者数が多かった上位30日は以下の通りである。

表1：西大台1日あたり利用人数の上位30日（平成17年4/28～11/30）

順位	年月日	曜日	西大台入山者数	順位	年月日	曜日	西大台入山者数
1	5/3	火・祝	169	16	5/28	土	81
2	5/21	土	139	17	10/22	土	77
3	11/3	木・祝	131	18	11/2	水	76
4	10/15	土	114	19	11/12	土	76
5	10/9	日	110	20	5/27	金	75※
6	11/5	土	110	21	5/15	日	75
7	5/4	水・祝	106	22	10/23	日	73
8	10/16	日	104	23	5/26	木	70
9	9/23	金・祝	101	24	9/24	土	70
10	7/17	日	90	25	10/2	日	66
11	10/10	月・祝	90	26	10/20	木	66
12	6/5	日	86	27	6/4	土	65
13	10/30	日	86	28	8/13	土	64
14	5/14	土	82	29	10/13	木	57
15	8/6	土	82	30	10/31	月	57※

※5/27 および 10/31 はバッテリー交換日であり、入山者数は前後の入山者数の平均値で求めた推定値である

- ・一日あたりの入山者数を 10 人幅のデータ区間で区分して集計したところ、217 日間で最も頻度が多かったのは 1～10 名の日（82 日間）であった。
- ・入山者数の全体（5,257 名）に占める割合が最も大きかったのは 21 人～30 人の区分（13.8%）であり、次いで 41～50 名の区分（11.9%）であった。

表 2：入山者数の頻度分布

データ区間 (人)	頻度(日)	入山者数の 合計(人)	入山者数全体に 占める割合
0	23	0	0.0%
1～10	82	363	6.9%
11～20	26	375	7.1%
21～30	29	725	13.8%
31～40	10	365	6.9%
41～50	14	624	11.9%
51～60	5	272	5.2%
61～70	6	401	7.6%
71～80	6	453	8.6%
81～90	7	597	11.4%
91～100	0	0	0.0%
101～110	5	531	10.1%
111～120	1	114	2.2%
121～130	0	0	0.0%
131～140	2	270	5.1%
141～150	0	0	0.0%
151～160	0	0	0.0%
161～170	1	169	3.2%
合計	217	5,257	100.0%

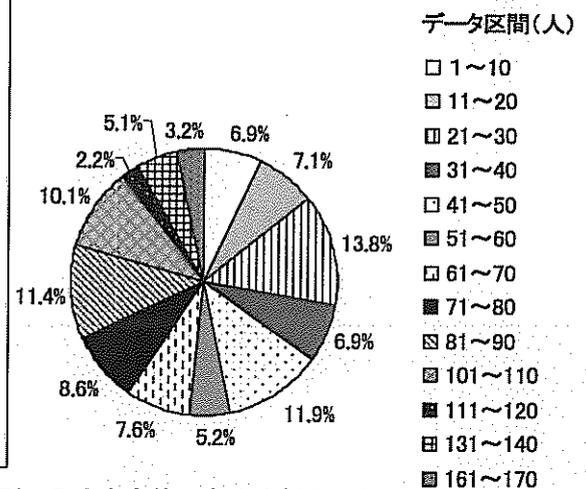
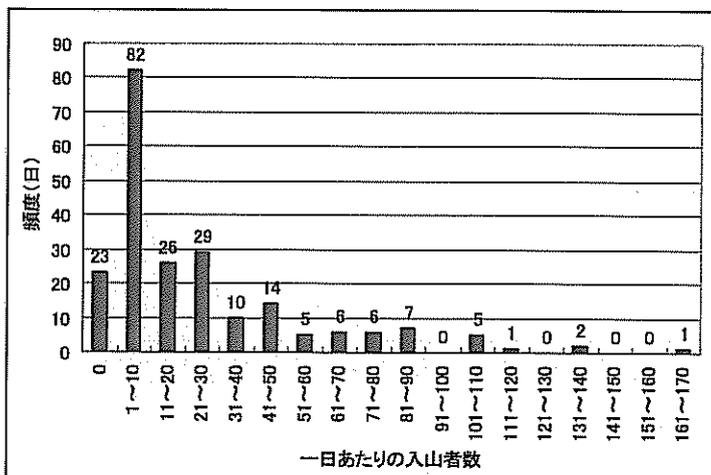


図 1：入山者数の頻度分布（左）とデータ区間別の入山者全体に占める割合（右）

2. 繁忙期に着目したカウント集計

(1) 繁忙期の抽出

ここでは大台ヶ原への来訪者が多くなる5月のGW、シャクナゲのシーズン（5月半ば）、10月の連休、紅葉シーズン（10月中旬～11月初旬）を基本に、入山者数上位30日の分布等も参考にしながら、以下の2シーズンを「繁忙期」と定義した。

①4/29～5/29（31日間：土日祝14日間、平日17日間）

②10/8～11/6（30日間：土日祝12日間、平日18日間）

表3：繁忙期の抽出

	日	月	火	水	木	金	土
4月					28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

太字 土日祝(計72日間)

繁忙期

①4/29～5/29(31日間:土日祝14日間、平日17日間)

②10/8～11/6(30日間:土日祝12日間、平日18日間)

※上位30日

1位～10位

11位～20位

21位～30位

(2) 対象期間を4区分した場合

繁忙期とそれ以外の期間、土日祝と平日の区分からA～Dの4つの区分を設定し、それぞれの日数および入山者総数から平均入山者数を求めた。平均入山者数は繁忙期の土日祝で最も多く74.7人であり、次いで繁忙期以外の土日祝(33.1人)、繁忙期の平日(26.7人)、繁忙期以外の平日(7.8人)となっている。

表4：繁忙期と曜日別による4区分

	土日祝	平日		日	月	火	水	木	金	土
繁忙期	A	B	4月					28	29	30
繁忙期以外	C	D	5月	1	2	3	4	5	6	7
繁忙期:4/29~5/29、10/8~11/6				8	9	10	11	12	13	14
				15	16	17	18	19	20	21
				22	23	24	25	26	27	28
				29	30	31	1	2	3	4
			6月	5	6	7	8	9	10	11
				12	13	14	15	16	17	18
				19	20	21	22	23	24	25
				26	27	28	29	30	1	2
			7月	3	4	5	6	7	8	9
				10	11	12	13	14	15	16
				17	18	19	20	21	22	23
				24	25	26	27	28	29	30
				31	1	2	3	4	5	6
			8月	7	8	9	10	11	12	13
				14	15	16	17	18	19	20
				21	22	23	24	25	26	27
				28	29	30	31	1	2	3
			9月	4	5	6	7	8	9	10
				11	12	13	14	15	16	17
				18	19	20	21	22	23	24
				25	26	27	28	29	30	1
			10月	2	3	4	5	6	7	8
				9	10	11	12	13	14	15
				16	17	18	19	20	21	22
				23	24	25	26	27	28	29
				30	31	1	2	3	4	5
			11月	6	7	8	9	10	11	12
				13	14	15	16	17	18	19
				20	21	22	23	24	25	26
				27	28	29	30	31		

表5：平均入山者数（繁忙期と曜日別による4区分）

	西大台入山者数(日)	平均入山者数(人/日)
A 繁忙期の土日祝	1,941 (26)	74.7
B 繁忙期の平日	934 (35)	26.7
C 繁忙期以外の土日祝	1,523 (46)	33.1
D 上記以外の平日	859 (110)	7.8
合計	5,257 (217)	24.2

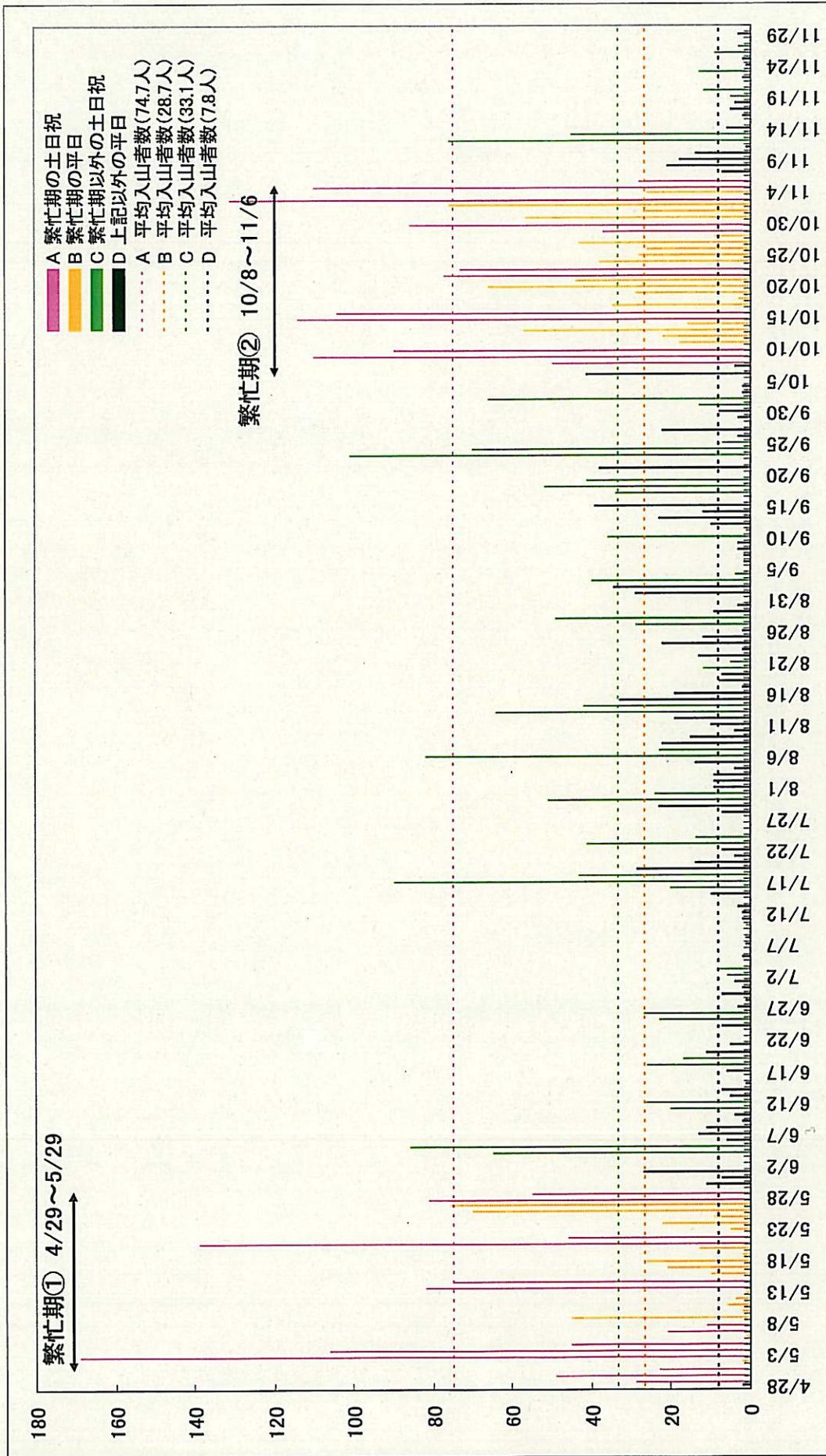


図2：西大台一日あたり入山者数（繁忙期と曜日別による4区分）

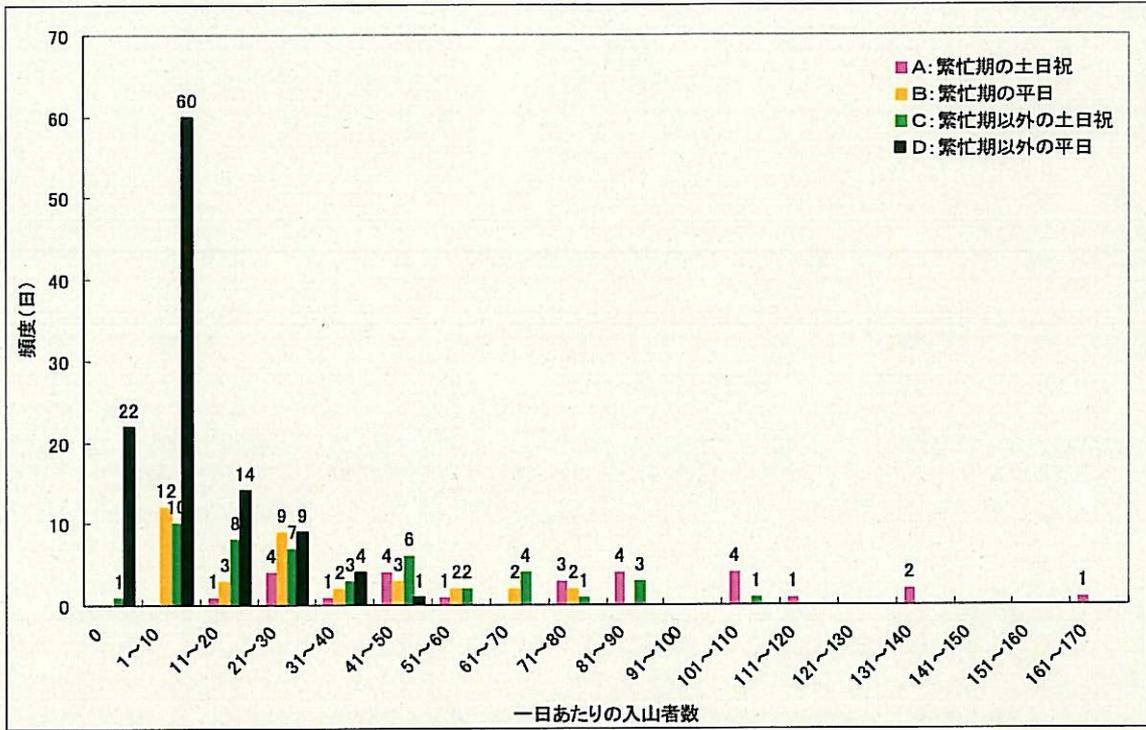


図3：入山者数の頻度分布（繁忙期と曜日別による4区分）

(3) 対象期間を3区分した場合

(2) の4区分のうち、BとCを同じ区分として集計すると、繁忙期以外の土日祝および繁忙期の平日の平均入山者数は30.3人となる。

表6：繁忙期と曜日別による3区分

	土日祝	平日
繁忙期	A	B
繁忙期以外	B	C

繁忙期: 4/29~5/29、10/8~11/6

	日	月	火	水	木	金	土
4月					28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

表7：平均入山者数（繁忙期と曜日別による3区分）

	西大台入山者数(日)	平均入山者数(人/日)
A 繁忙期の土日祝	1,941 (26)	74.7
B 繁忙期の平日・繁忙期以外の土日祝	2,457 (81)	30.3
C 上記以外の平日	859 (110)	7.8
合計	5,257 (217)	24.2

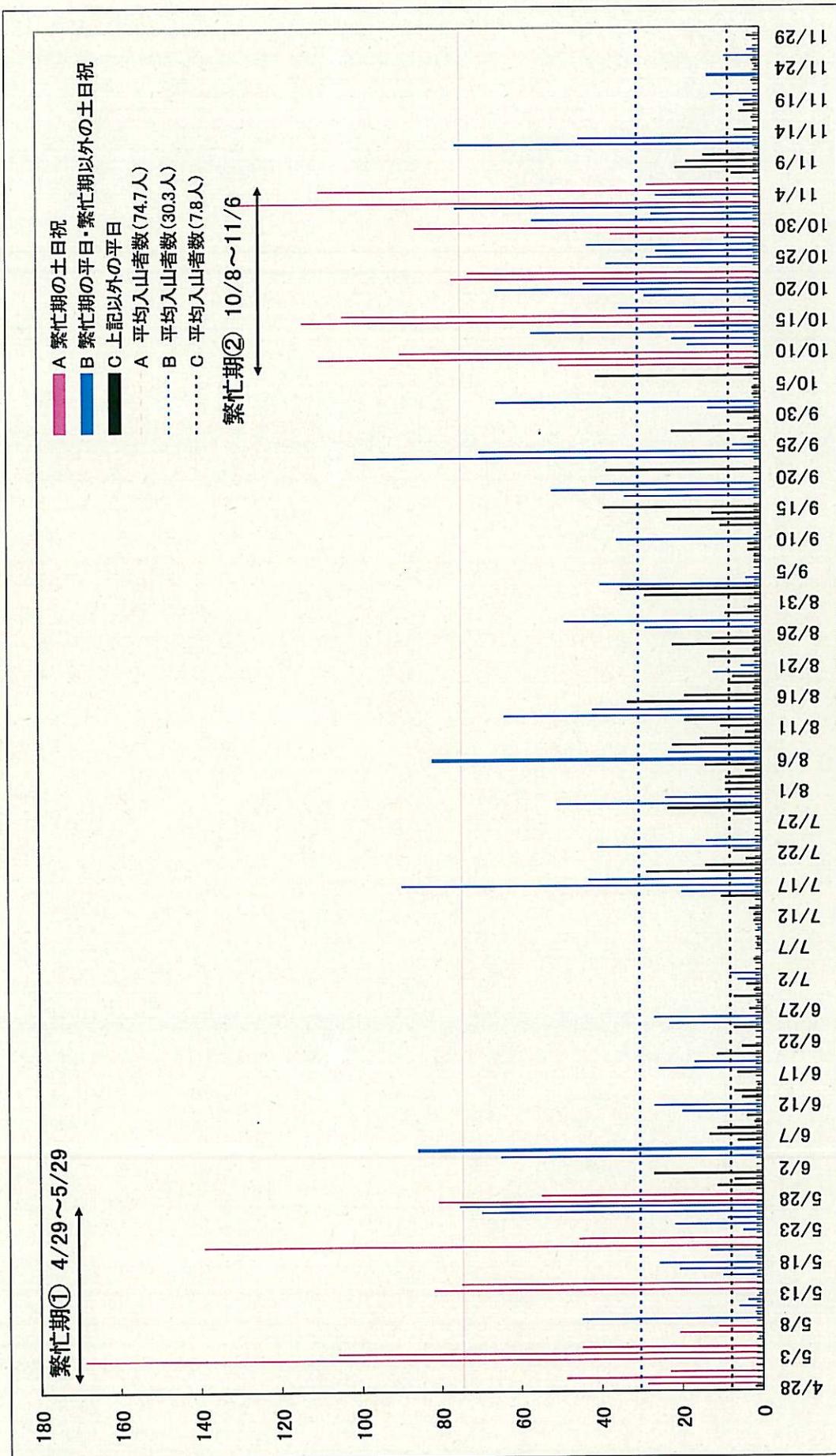


図4：西大台一日あたり入山者数（繁忙期と曜日別による3区分）

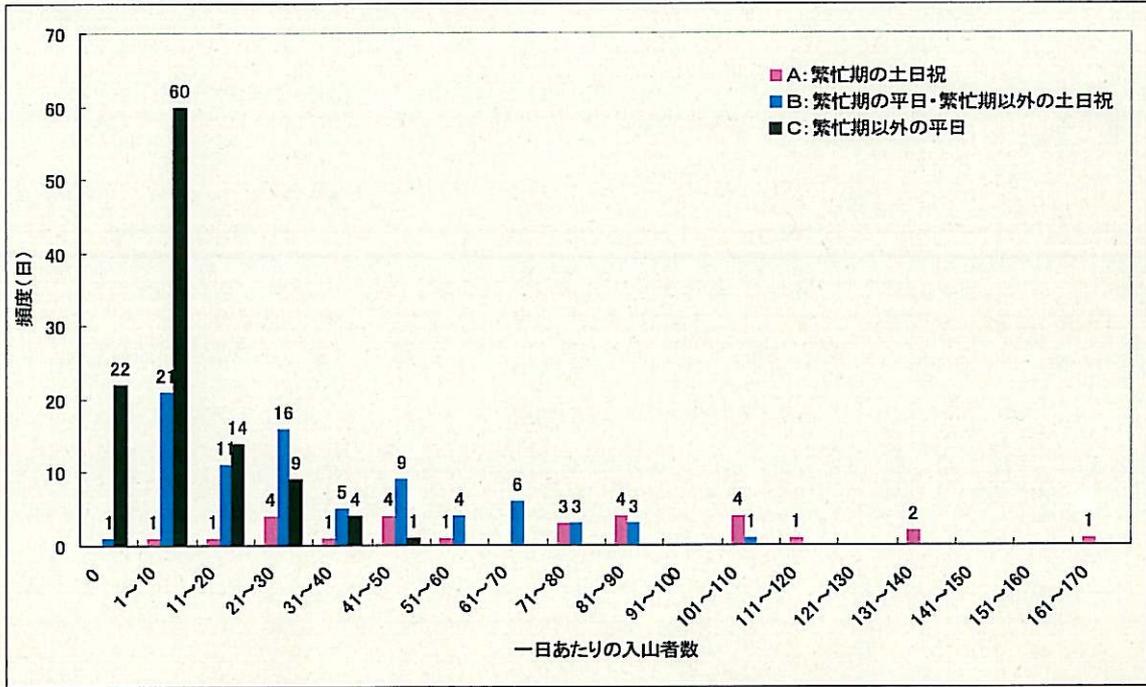


図5：入山者数の頻度分布（繁忙期と曜日別による3区分）

3. 曜日別のカウント集計

また土日祝と、土日祝に隣接する平日、それ以外の平日の3つに区分した場合の平均人数をみると、土日祝では48.1人、土日祝に隣接する平日では13.0人、これ以外の平日では11.9人であった。

表8：曜日別による3区分

	日	月	火	水	木	金	土
4月					28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
11月	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

表9：平均入山者数（曜日別による3区分）

	西大台入山者数(日)	平均入山者数(人/日)
A 土日祝	3,464(72)	48.1
B 土日祝に隣接する平日	817(63)	13.0
C 上記以外の平日	976(82)	11.9
合計	5,257(217)	24.2

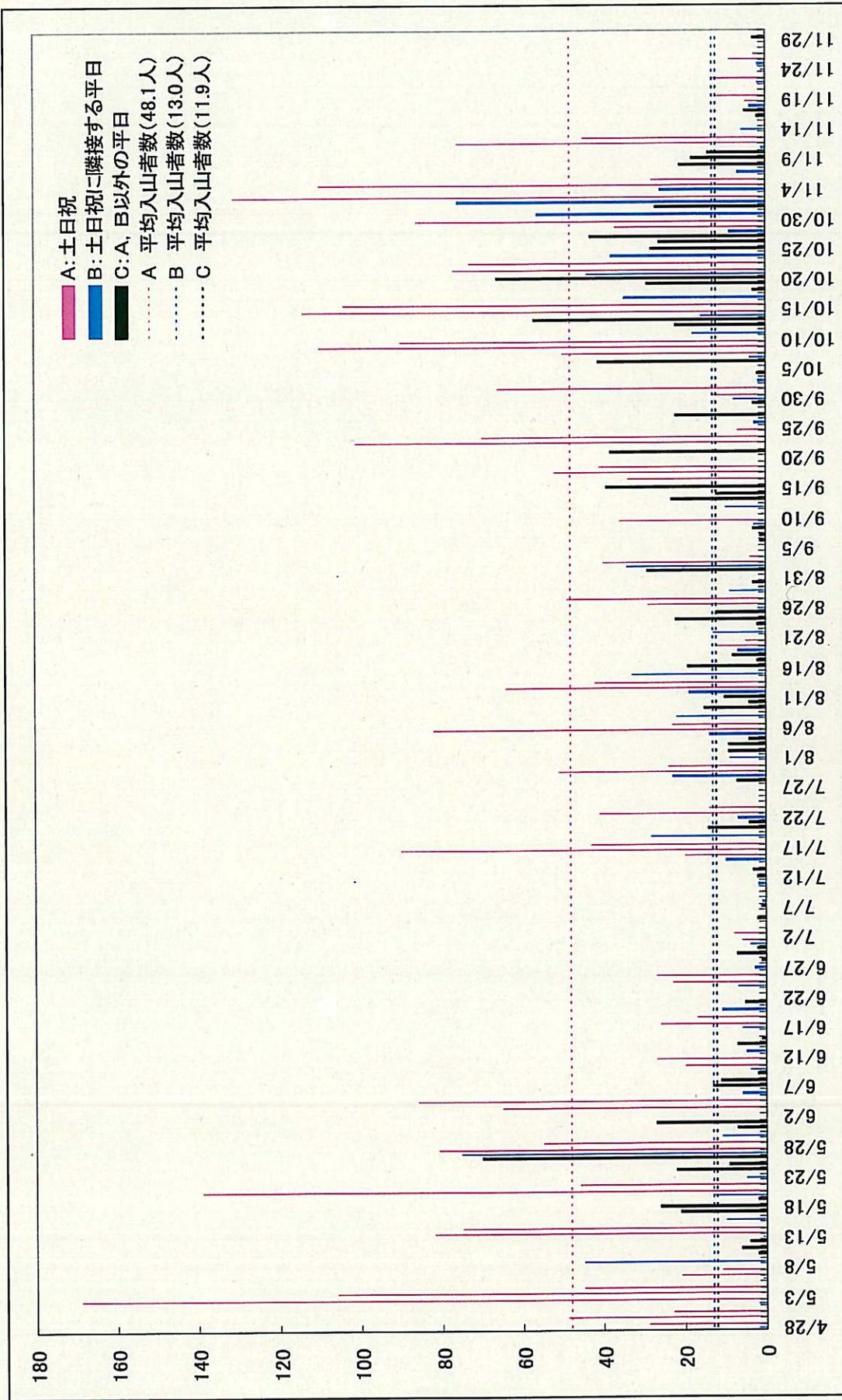


図6：西大台一日あたり入山者数（曜日別による3区分）

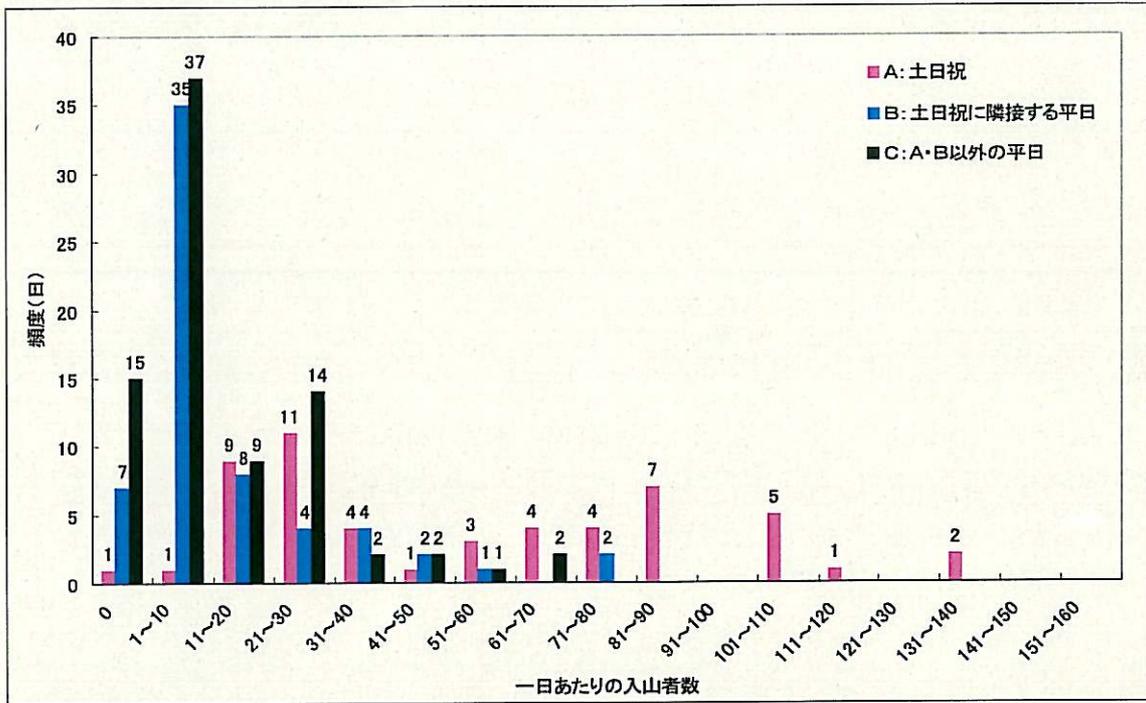


図7：入山者数の頻度分布（曜日別による3区分）

4. 平成18年度カウンター調査の速報

- ・対象期間：平成18年4月19日～5月22日（延べ日数34日間）
- ・平成17年度の同じ時期と比べると、西大台の入山者数はやや少ない傾向にある。特に土日祝の平均入山者数の差が大きい。

表10：平成17年度と平成18年度における1日あたり利用人数の比較

H17		H18	
曜日	人	曜日	人
		水	0
		木	0
		金	0
		土	51
		日	7
		月	2
		火	2
		水	3
		木	5
木	2	金	4
金	29	土	75
土	49	日	30
日	23	月	36
月	2	火	9
火・祝	169	水・祝	111
水・祝	106	木・祝	112
木・祝	45	金・祝	83
金	1	土	25
土	21	日	0
日	11	月	5
月	45	火	48
火	2	水	2
水	6	木	5
木	4	金	3
金	1	土	0
土	82	日	14
日	75	月	1
月	10	火	1
火	21	水	0
水	26	木	40
木	2	金	15
金	13	土	22
土	139	日	34
日	46	月	10

- ・土日祝を網掛けで示す。
- ・H17年度は4月28日より、H18年度は4月19日よりデータ取得を開始。
- ・※は土日祝にも関わらず、0人となっており、カウンターの不具合が予測される

また3. で示したように、土日祝と、土日祝に隣接する平日、それ以外の平日の3つに区分した場合の平均人数をみると、土日祝では43.4人、土日祝に隣接する平日では8.5人、これ以外の平日では9.6人であった。(なお表9のうち5/7、5/13を除外した場合には、土日祝(11日間、564人)の平均人数は51.3人になる。)

表11：曜日区分別の平均入山者数

曜日区分	H17年度		H18年度	
	西大台 入山者総数 (日)	平均 (人/日)	西大台 入山者総数 (日)	平均 (人/日)
A:土日祝	766(11)	69.6	564(13)	43.4
B:土日祝に隣接する平日	101(7)	14.4	85(10)	8.5
C:A・B以外の平日	63(7)	9.0	106(11)	9.6
計	930(25)	37.2	755(34)	22.2

注) H18年度のA:土日祝には5/7、5/13の二日を含む。

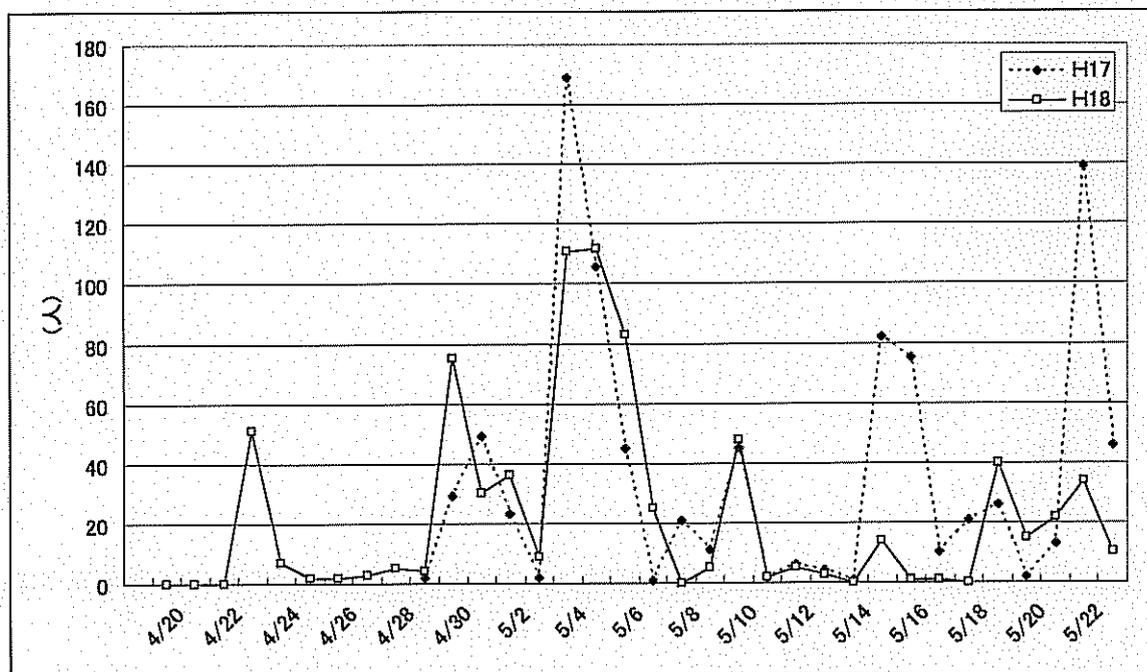


図8：西大台1日あたり利用人数の比較

第2回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事録

◆日 時 平成18年3月26日(日) 13:30~16:30

◆場 所 吉野町中央公民館 第3・4研修室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長 (ご欠席)
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	前 圭一
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長

奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
日本山岳会関西支部	篠崎 仁 理事
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐
吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 西大台地区利用適正化計画について
- (2) その他

◆議事録(会議は公開で行われた)

■挨拶(環境省近畿地方環境事務所長)
(省略)

■出席者紹介・資料確認
(省略)

■議事

長嶋座長:

皆様お忙しいところお集まり頂きありがとうございます。

今回は第2回目の協議会です。前回は総論賛成というところでしたが、いよいよ具体的内容についての検討となりますので、よろしく願い致します。

本協議会は、西大台地区に「利用調整地区」を指定するため、利用のあり方などを定める「利用適正化計画」の作成について協議するとともに、制度の円滑な実施協力に向け様々な関係者の合

意形成を図る場でございます。

構成員の方々には、利用調整地区の指定に向け、またその先の円滑な実施協力に向け、具体的かつ前向きな発言を期待しています。

また本協議会は、関係行政機関や地元関係団体、専門家、さらに公募により選考された団体など多数の関係者から構成されておりますが、構成員はみな同じ立場でありますので、みなさまには積極的かつ忌憚のない発言をお願いいたします。

なお、本会議は長時間となることから、途中、15時頃に一度休憩時間を設けたいと思っております。

それでは環境省より利用適正化計画（素案）についての説明をお願いします。

（事務局より資料1「西大台地区利用適正化計画（素案）」、参考資料1「利用状況に関する補足資料を説明）

長嶋座長：

本日は6つの項目について議論をしなければなりません。確認しますと、区域、期間、利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングという項目です。

前回指摘頂いたようにあまり膨大な資料では議論できないということで、整理された資料となっております。

最初にこのうちの1の区域と2の期間の議論をしたいと思えます。基本的に地区については大筋で確定に近いところまでもっていければと思えますが、今日はじめて聞いた方もおられるかもしれませんので、そのところも含めて皆様のご意見を頂きたいと思えます。

では区域と期間をまとめて議論したいと思えます。利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングについてはこの議論が終わった後で議論したいと思えます。

今日は皆様にできるだけ多くの意見を頂きたいと思えます。

奈良県農林部森林保全課・杉本

資料1と別紙の着色部分の区域が若干異なっているように見えるので確認願いたい。また、④～③の区域など県有地を含まない形でお願いします。

環境省：

2つめの点については全て環境省所管地を想定しています。1つめの点については着色の区域が若干異なっている箇所があるかもしれませんが囲みに示した概念を図示したものであります。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

東ノ滝から、⑤～⑥にかけてシオカラ谷を境界線としていると思えますが、ここは実際に利用できる状態ではありません。ここに入ろうとすると滝見尾根を入っていかなければ利用できないと思えますが、どういう意図でこの線を設定したのでしょうか。

環境省：

まず⑤～⑥の線は基本的に土地の所有境界ではあり、北側が環境省所管地であります、そこが

ちょうどシオカラ谷の沢沿いになります。沢沿いの利用者をどう扱うかという点に関して、利用調整の対象としないということで河川敷を除く設定としています。

長嶋座長：

今の沢登りの取り扱いについて山岳会の方なにかご意見ありますか。

奈良県山岳連盟・梅屋：

原案でよいと思います。

上北山村地域振興課・中崎：

区域設定について、当然上北山村の村有地と接する境界が出てくると思いますが、実施の際には現地での相互立会いの形をお願いします。

次に先日地元で村民に30名ほど集まって頂いて、その中で環境省からこの区域案に近い形で説明を頂きましたが、そのなかの意見として、「いわゆる三津河落山のほうにツアーで多くの人が立入っているのが現実であります。この際あわせて規制してはどうか」という村民からの意見があったということをお伝えしておきます。

長嶋座長：

ありがとうございます。境界の立会いの件は資料1の1頁の一番下にも書いておりますので、きっちりやってくれると思います。ほかにあればどうぞ。

奈良県山岳連盟・梅屋：

質問ではありますが、先ほどの村からのご意見は、ツアーそのものも規制すべきという意見でしょうか。

上北山村地域振興課・中崎：

ツアーを規制すべきという意見ではなく、ドライブウェイから北側の三津河落山も含めて利用調整地区にしてはどうかという意見であります。

環境省：

今の意見に関して、ドライブウェイの北側の部分については、必要性等は認識していますが、実際に管理するにあたり、利用調整地区の中をドライブウェイが通過することになると管理しにくいということがあり、将来的には北側の三津河落側のエリアに関しても、長い目で見ては検討していきたいと考えていますが、今回はまずできるところから進めたいと考えております。

長嶋座長：

これは、別の利用対策部会場で、より質の高い利用という点で考えていくべき項目だと思いますので、ぜひ配慮したいと思います。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

質問でありますがバッファゾーンはないのですか。

環境省：

法制度上、そういう仕組みはありません。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

イメージであります。境界管理のために柵、制札等の設置を検討とありますが、ドライブウェイ沿いなど道と接している部分が多いので、そこに柵が並んでいるのは不自然に感じます。バッファゾーンを設定して道路との境界からなかに入った部分に柵を設置することも一つの方法だと思います。

上北山村漁業協同組合・金山

できるところからやるという考え方ではなく、大台全体を考えるなか、法律でこれをやるのであれば思い切ったことをやっていただきたい。

長嶋座長：

ここにいる方の恐らく7割が同じ思いだと思います。しかし、技術的に誰がどうやるのかというときに、できないことを約束することはできません。体制の確立ができないことは他の方法で補うという形で対処せざるを得ません。特に法律的な処置となると責任を伴うので、管理できないものをやると言ってしまうと後が大変になることがあります。

環境省近畿地方環境事務所長：

しっかりやれという意見に対しては非常にありがたく思っています。ただ、ここに法規制をした場合、知らずに立入っても一応罰則のある規制であります。

実はこの450haの延長を仮に四角形として考えると8キロの延長になります。この延長を管理することになりますが、これをどのように実現していくかは難しい課題だと思っています。そういうなかで、道路が入っていて、実態として例えば写真を撮りたいときなど、どこからでも入れるのが道路でありますので、特に重要に管理しなければならないのが道路との境界であります。それが両側になるというのは相当に難しい部分をもっています。先ほどの「できるところから」という発言は、そういうことも含めてご提案させていただいているものであります。ドライブウェイより北側の部分は今後の課題としていろいろな呼び掛けとか、今も看板の設置もしていますが、そういうこともあわせながら進めていきたい。従って、基本的にドライブウェイの北側も含めるべきと言って頂けることは非常に心強い意見であります。

長嶋座長：

ほかにあればどうぞ。基本的にはこの線で決めて行きたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

長嶋座長：

では次の期間についてはいかがでしょうか。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

今は実行されていないようですが、冬場にドライブウェイを通してスノーツアーを計画している団体がいくつもありました。「冬場は利用を調整する必要は認められない。」と言い切ってしまうのは問題であります。

長嶋座長：

年度ごとに定めるとありますので、実態が伴った場合は期間については調整することもあり得ると思います。一方で消極的な理由として管理上の問題からそうなっている側面もあると思います。

田村：

岩本さんのご意見は規制ではなく禁止すべきという意味でしょうか。「利用を調整する必要は認められない。」という表現は規制の意味からの表現であると思います。確かに表現が断定的すぎますが、逆に環境省が冬場に管理することは今の体制ではできません。また、冬場に5人、10人が利用しても規制する必要はないでしょう。もちろん50人、100人が入ることになれば問題であります。

環境省近畿地方環境事務所長：

今回、夏季の調査対象としている期間にたくさんの人が集中して、雰囲気壊しているとか、自然の植生を壊していたり、歩道の荒廃が見られるとか、そういう問題点に立ってスタートしているので、今回はそれをコントロールするためにどの期間を対象にすべきかという範囲で議論いただきたい。冬の問題はまた別の次元で、他地域ではスノーモービルの乗り入れが問題になっていて、それを規制するとか、冬に課題になっているところに対してやるべきことはありますが、今の議論は夏の利用に対して、どうしたらよいかたちでコントロールできるか、そのためには期間は4月から11月の範囲でスタートさせていただきたいということであります。

表現の問題については適切でないところは修正させていただきたいと思いますが、趣旨としてはそういう意味であります。

長嶋座長：

ほかに意見はございますか。なければ次の項目に移りたいと思います。

利用人数の適正化の方法ですが、本日は人数を定めることが目的ではなく、どういうふうを考えるべきかについて皆様の意見を伺い、これに基づいてできれば次回には人数を定められるようお願いしたいと思います。また、ここに整理されているような概念以外にさらに考えるべき項目があればお願いします。

田村：

資料1の5頁の上から1～3行目についてです。私は利用対策部会等で大台ヶ原の利用に関しては量の規制だけではダメで質の向上も必要であり、これを両輪として進めることを言い続けてき

ましたが、これは先の話であります。現在は量の拡大によって生態系が悪い影響を受けているから規制しましょうというのが制度の発端であり、基本精神であります。従って、現時点でこれを掲げる必要はありません。実際に大台の質の向上が図られる時は、5年や10年でできるものではないと思います。また、本当に質の向上が図られた時点ではむしろ規制は取り払ってもいいと思います。現時点では質の向上が図られないから量の規制と質の向上を同時に図るものであると考えます。

環境省近畿地方環境事務所長：

前回のご議論でも出たところでありますが、今、ピークのコントロールをしようとしています。利用者の集中しているピークが分散して、1日あたりのインパクトがあまりないような状態に収まっていったら、平日も含めてうまく少人数で利用していただいたとしたら、結果として今の総入込数を越えることもあるかもしれない。従って、量のコントロールをしないとか、必要としないという意味ではなく、1日あたりの量をコントロールしていったときに、結果としての総量が増える可能性があることを頭から否定するものではないということを理論上の整理として示したものでありますが、説明不足でありました。

田村：

今回の規制は総量規制ではないのですか。手段は1日あたりなどいろいろありますが、目的は総量規制ではないのですか。

環境省近畿地方環境事務所長：

当然、増やすことが目的ではありません。しかし、結果として総量が増加する可能性を全く否定するものでもありません。規制のベースは1日あたりの利用者数であり、今までの議論は年間の総量を減らさなければいけないという議論ではなかったのではないのでしょうか。

田村：

私が伺いたいのは環境省の考えです。今の5千人が6千人、7千人と増加してもいいのですか。

環境省近畿地方環境事務所長：

それが望ましいとっているわけではありません。今目指すべきは1日あたりのインパクトをどう減らすということではないでしょうか。

田村：

1日あたり上限値を決めて日数をかければ今の総利用者数よりも増えるのではないですか。

それを伺っているのです。環境省の量的規制は何を目指しているのですか。

私は総量規制だと思っています。時間的に集中して生態系が破壊されているというのも一つの言い方です。しかし、全体としての人数による生態系の圧迫も一つの言い方であります。しかし生態的圧迫については科学的な判断材料がないということになっています。例えば歩道にバイパスができるのは恐らく密度の問題であると思われまます。しかし、トータル5千人で生態系に影響がないとはいえないと思います。

今論じているのは生態学の話をしているのではなく、行政としてどう判断されるのかを聞きたいのです。

環境省近畿地方環境事務所長：

総量がいたずらに増えていくことは良くないことだと思っています。しかし、まず一義的なターゲットはピークを減らしながら快適な利用、雰囲気のある利用、インパクトの少ない利用をしていただくことであります。

その次の議論として総量についてであります。増やしてもいい、望ましいということではありませんが、結果として、増加する可能性について全面的に否定しているものではありません。

田村：

この問題は極めて重要な問題であります。率直にいうと、村の方は総量が増えることを望んでいると思います。だからマイカー規制にも反対しておられるのだと思います。

その村の要求は私にも理解できます。それに対して環境省としてどう考えるのかをはっきりさせないと、ここであいまいな発言をして、村の人が環境省とは別のイメージで利用調整地区によって観光客増えることを期待したとすれば、それは大変なことになるのではありませんか。その辺をはっきり言っておかないと誤解を招くことになると思います。

奈良県山岳連盟・梅屋：

この問題で重要なのは、ラッシュ規制と総量規制をリンクしてともに規制するのか、1日あたりのピークカットで規制するのか、それによってこの検討の進め方も変わってきます。極端に言えば1日のピークをターゲットに規制するのであれば年間通じて利用調整をしなくても土日だけでも足ります。従って、ここを先に議論しなければ規制の方法は議論できません。

また、これを維持するためには相当のコストがかかります。費用対効果からみても先ほど示していただいた管理、手続き等を考えても、人間の無駄であります。それだけのコストをかける意義がどこにあるかを先に議論しておくべきです。

もう1点、皆様方の話は、環境省を含めて、管理の点に重きが行き過ぎています。こういう広大な自然を相手にそもそも管理できるわけがありません。理念に基づいて決めれば、あとは人間の良心に従って相互にコントロールしていくという姿勢がなければこのような話はできません。従って管理の話はもう少し横においておいたほうが良いように思います。

西田

私は利用調整地区の考え方に総量規制を導入するのはきわめて難しいと思います。日本の各地で同様の議論がありますが、なかなか決まらないのが実情であります。現在5千人だから、5千人を越えてはならないという話ではできないし、それは極めて横暴だと思います。何を根拠にそれを決めるのだという問題があります。もう一つは基本的にそういう数値を決めていくのは、地元の意見も相当考えていかなければならないと思います。それなしに決めるのはやはり横暴であります。従って、できることと、できないことがあり、できることからするしかないのであります。

今、環境省は西大台地区でピークカットを打ち出しています。雰囲気阻害等に対して少しでも改善していこうとしています。従って環境容量は何人かという議論は難しいという観点にたつて、

少しでも改善すべくピークカットをする、そこが大切だと思います。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

西田先生にお聞きしたい。利用の質について、上質な利用とはなにか。我々はお客様を迎える立場なので、極端に言えば質が良かろうが悪かろうが、来て頂いたときに上手に利用していただくようにガイドするのが村のガイドの役割の一つであると考えています。つまり、こういう人なら来ていただいて結構で、こういう人はダメということを決めることができるのでしょうか。それと現実として知っておいて頂きたいのは、昨年利用者は年間15万人程であります。かつては年間30万人程であったときは、西大台にももっと利用者が多く入っていましたが、利用者の質は悪くありませんでした。その理由はブッシュが多くて脇へ入ったりする人がいなかったためです。しかし、今の西大台の利用者は非常に程度が悪いです。それはブッシュがないので、かつて入り込めなかったところに簡単に入り込めるのです。こういうことも含めて、焚き火もするし、密漁者も入るのです。

やはり深い自然体験をしてもらおうと、そのためには我々ガイドのパフォーマンスがよければよいのではないかと思います。先生のイメージと我々のイメージのずれがあるのではないかと思います。

西田：

質の高い利用は、理想的には深い自然体験であります。原生的な自然のなか、静寂のなかでゆったり自然体験をする。そしてきっちりマナーを守る。それは理想的には原生的自然のなかで行われるエコツーリズムであります。少人数で、ガイドが付いて、きちっと自然の仕組みや自然を理解して深い体験を行う。それは理想的であると思います。しかし、いきなり理想には近づけません。だから1歩ずつと考えています。

ご質問の意味がよく分かりませんが、良い客、悪い客を選別することは現実的にはできないのではないのでしょうか。

奈良交通(株)・池川：

質のいい客、質の悪い客はそんなに難しくないのではないのでしょうか。ゴミを捨てる客、入ってはいけないところに入る客などそういうマナーを守れない客はやはり悪い客であります。利用調整地区を指定することによって、原案ではビジターセンターで教育をしようということを謳っていますので、それを守れる客がいい客であり、そういう質のいい客に入ってもらわなければならない。

ただし、「質の向上が図られれば量が増えても問題ない」ということには私は異論があります。質の向上が図られたからといって、そう簡単に量が増えることをカバーできないのではないかと思います。

総量規制について、私は今回、オーバーユース対策ではなく原生的な良い自然を守ろうということが趣旨であるとすれば心としてはトータルの入込数を抑えるべきであると思います。ただ年間5千人と規定して5千人になった時点で立ち入り禁止するような方法は現実的ではないと思いますので、1日あたりの50人、100人という人数をしっかり抑えていけば、結果としてはそう増加しないのではないかと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

利用人数の適正化をどういう基準で考えるかは非常に難しい問題であります。少なくとも現状の西大台がオーバーユースで深刻な状況ではないと思います。しかし確かに資料にあるように複線化等の影響が生じていることも現実であります。

そういうなかで「自然を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境への影響の生じない利用密度に誘導」と書かれていますが、「自然環境への影響の生じない」ということでは利用者が全く入らないことが最もよいことになるとは思います。ここではそういうことを議論する場ではありません。しかし、どういう状態であれば自然環境への影響が最小限に抑えられるような状態と考えるのかが見えてきません。

こういう議論をするにあたって、ここでは1団体あたりの上限と1日あたりの上限として具体的に提案されていますが、関連して4ページ目にデータが示されていますが、以前、私が質問した「ツアー等が現実はどういう利用形態になっているのか」のデータについても示された上で議論すべきだと思います。1団体について上限15名となっており、目安とする数値が書いてありますが、今後ガイドの同行を想定すれば、マイクを使って説明するわけにはいかないの、当然それくらいの10～15名くらいの数値になってくるとは思います。

環境省：

今のご質問に関しては参考資料1にヒアリング調査結果及びカウンター調査結果による利用動態を整理しておりますので、あわせてご覧頂きたい。

長嶋座長：

事務局から補足説明いただきたいが、利用調整地区指定にあたって上限人数等については審議会の諮問事項ではなく、年度ごとに定めるような形も可能だと思います。そういう事後にも調整可能であるということも前提にして議論してもらえば、先ほどのような総量なのかピークカットなのかという議論においてもどこを議論すべきかという論点が変わってくるので、そういう技術的なことについて説明頂きたい。

環境省：

総量規制かピークカットかという点に関しては、これまでの議論ではピークへの集中が問題なのでそこを何らかの形で調整するという考え方があったかと思いますが、その点に関してはまだ議論があるところであります。最初に説明させて頂いたように、人数に関しては50人がよいのか100人がよいのかという根拠を科学的に示すことは極めて困難であるという前提があります。これについては実際にやってみて、問題が生じれば見直しをするというように試行錯誤的に検証を繰り返しながらする仕組みにすべきものであります。告示についても一度決めてしまえば未来永劫その数値で行うものではなく、実際にやってみて、単位としては年度ごとが適当であると思いますが、同時にモニタリングを行い、利用に対してはアンケートで本当に自然の静寂性が確保されていたかどうかを確認する、また自然環境に対する影響がみられれば、何らかの対応を行う。このように毎年モニタリングを繰り返して人数についても必要に応じて見直していくものと考えていただければ結構でございます。

長嶋座長：

基本的にはピークカットが必要であるという認識については皆様、共有できるものであると思います。総量についてはいろいろな意見があると思います。しかし、今日決めてしまえばずっとそれでいくというものではありません。

従って基本的な理念としてどう考えるかというところでご意見を頂きたい。

原則論を考えて頂ければ、実際の運用ではモニタリングしながらこういう協議会で毎年見直しするというのであれば、深刻な事態にはならないと思います。

大台ヶ原パークボランティア・山本：

利用調整地区については当然量の問題であります。利用調整地区を指定する一つの意味・目的としては、自然とのふれあい、自然との取り組み方、接点、そういう意識を変えていくきっかけになると思います。今までは国立公園・国定公園には自由に出入りできましたが、それが大台ではじめて利用調整地区がスタートすれば、事前に認定を受けてから立入るという一つの行為が必要となってきます。そういう行為をするということは、それだけ入込む自然は非常に貴重で、国民の財産である、そういう貴重な自然に入るために、そういう手続きをするのだという、意識改革につながっていけば非常に有意義であると思います。

上北山村地域振興課・中崎：

1団体あたりの上限人数について、今後、特例についても議論いただきたいと思います。例えば、西大台で貴重な自然が残った地域について学習の場として子供たちに利用させたいときに、その人数が50人であったときにどうするのかということも今後ご検討いただきたい。

長嶋座長：

資料には1団体とありますがこれは1グループとすべきではありませんか。

環境省：

参考資料1の2頁に55名の団体が入山しています。この団体はもともと92人のグループを東大台と西大台の2班に分けていますが、こういう形でうまく分散させていく趣旨では一致していると思います。

横田：

利用人数の上限については非常に難しい問題ですが、これまで議論されてない点に触れたいと思います。

1つは基本的に西大台地区の周回線歩道の利用を前提としていますが、西大台地区のここだけを歩くのが本当に良いのかという疑問があります。というのは西大台には他にも本当にきれいな場所があります。そういう所もガイドを付けて歩くということも視野に入れていいのではないのでしょうか。このルートだけを本当に毎日100人が歩けば自然は相当あれだと思いますが、例えばこのルートは1日50人までにして、ガイド付きは別のルートを歩くことも認定されるようなことも検討されてもよいのではないのでしょうか。

もう一つは、植物生態学の立場からの意見であります。春先の植物が芽吹く時期は非常に植物

は敏感であり、その時期に大量に人が入り込むと、その影響は当年中続きます。例えば東大台で木道をつくったとき、春先の時期に迂回路を作っていたはずですが、その迂回路はいまだにふさがっていません。春先に歩くと影響を受けやすいのでその時期については気をつけるということも付帯事項で考えておくべきであります。

田村：

私は質高い利用とは何か。それは言い出せばきりがなし、常識のレベルでよいと思いますが、「静寂性」は極めて重要なファクターだと思っています。外国の国立公園では静寂性を極めて重視しています。原生的自然のなかで里山等の自然と異なる大きなファクターは静寂性だと思えます。そういう意味で、村の振興課長さんからご提案があったことはご提案の限りにおいては納得できますが、たとえ50人がいかに小学生であって、やはりそこは分散を学校で考え頂きたいと思えます。本当に50人が一斉に入らなければならないのかということは、観光バスも含め、いかに学習のためであれ、あまり良くないのではないかと思います。

次に横田先生がおっしゃった新しいルートを開拓すればというご提案については理論的には賛成であります。そういう意味では三津河落のほうはすばらしい自然を有していますが、なんせ真ん中にドライブウェイが通っているので、ひとつの区域にまとめることができません。例えば中央審議会に通すときに、利用調整地区の真ん中にドライブウェイが通っているのは説明しきれないと思えます。原案では隣接していますがドライブウェイは外していることは極めて説得力があります。漁業組合長さんがおっしゃるようにつににするのであれば、ドライブウェイを経ヶ峰まで後退させ、そこに駐車場をつくって奥は全て利用調整地区にすれば世界に誇れるものになる、そう思います。

長嶋座長：ありがとうございます。3時になりましたので10分間休憩を挟みたいと思います。

(10分間休憩)

長嶋座長：

先ほどの議論の続きをしたいと思います。

量と質の問題をどうかんがえるかという議論がありました。そこでは質を高めることで環境へのインパクトを下げようということについては異論のないところで、それをどうふうにするかという認識のところでもまだまだ議論する必要があるということでありました。

それから量についてはピークをカットすることについては皆さん異論がなかった。そのときに、量をどこでとるのかというところで、年間の入込総量について考慮するのかどうか、というところでいろいろな意見を頂きました。しかし、年度当初に総量を規制してそれを管理できるものではないという意見もでした。

それについても年度ごとに見直しながら環境とのインパクトを考えながら調整していくことも技術的に不可能ではないということですので、総量を考えるからといって、具体的な管理が、あるいは何らかの支障が短期に現れるものではないということ、しかし、基本的な考え方を皆さんに整理しておいて頂かないと、具体的に決まりませんので、皆さんの意見をさらに頂きたいと思えます。

先ほどの皆様から頂いた意見のほかに総量をどう規制するのかということは、管理との関わりも

ありますし、例えば3頁の3)に時間帯別の上限を設定するのか、あるいは区域ごと、利用形態ごとに利用者の上限があるのか、それから団体の上限ではなく、1ガイドあたりの人数という表現もありうるが、それと関係してガイドとか、その同行についてはどう考えるのか。今すぐに地元を含んだガイド認定制の体制が確立されないなかで当分どうするのかという問題も出てくると思います。それから注意事項等の周知徹底の方法について、事前レクチャーが本当にできるのか、どうするのか、それ以外の例外について設ける必要があるのか。これらについても皆様からはいろんな意見があると思います。

基本的には細かい話もあると思いますが、今日は根本的な考え方を整理していきたいと思いますので、そのこともお願いしたいと思います。

それから今後の管理運営体制についてどのような団体、どのような巡視体制をつくっていくべきか、さらにはモニタリング、これらはそれぞれに分けて考えられない問題ですので、あわせて皆様からのご意見を頂きたいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山：

ドライブウェイから違法に入山する人の管理体制をどうするのかお聞きしたい。環境省はこういう利用者を徹底的に取り締まるのですか。

環境省：

事前に申請するとき利用するルート申請してもらうことになっております。その申請ルートから外れることも違法になりますし、申請せずに入ることも違法であります。そのためには巡視の体制を整える必要があると考えております。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

関連して7頁に罰則規定があると書いていますが、具体的内容を教えて頂けますか。

環境省：

法律上は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金となっております。

環境省近畿地方環境事務所長：

どの程度厳密性をもって当初から区域を管理していくかという部分について、まず、念頭に置かなければならないのは450haの広大な区域を対象にして、非常に長い延長を持つことから、ある意味、しっかりとこういうことを周知をし、利用者のモラルにゆだねざる得ない部分が残るものだと考えております。例えば、似たもので考えれば、鳥獣保護区は、その中では銃を撃ってはいけない、その外では銃を撃ってもよいという区域があります。そこでは、ここからは鳥獣保護区であるという看板を設置して、できるだけわかりやすい境界を設定することから始まり、例えば道路界とか分かりやすい河川界を設定し、その引いた線を地図にして狩猟者に配ります。そして現場においてはここが鳥獣保護区であることを示す赤い看板の設置と区域の範囲を示す看板で明示しつつ、ある部分は狩猟者の良心やマナーにゆだねつつ間違いが起こらないようにやっています。

一方で、物理的に制限しようとするれば、高い柵を設置すれば確実であります、こういう場所に

馴染む方法ではないという議論があります。このあたりの組み合わせを考えながら、例えば、非常に紛らわしいところで、集団施設地区と接していたり、駐車場など多くの人が利用するところには物理的に境界を示すことも必要になるかもしれませんし、一方で、川沿いや人の入らないところについてはもう少し柔らかい方法が考えられます。そういう組み合わせでいくのではないかと考えています。

それから罰則の話が出ましたが、それは罰則のあるどんな法律でも同じであります。全ての違反者を取り締まっているかといえばそういうものではありません。しかし、周知をし、そういうことが起こらないようにする努力をしていくことと、平行して取り締まりについても考えていく必要があると思います。しかし、パトロールについては全て私たちの職員だけでやるのは現実的に無理であると考えていますので、資料にもあるようにいろいろな方の協力を頂きながら進めていく必要があると考えております。

長嶋座長：

金山さんの質問の件に関して、資料1の一番下に「境界管理のため柵、制札等の設置を検討」とあります。次に7頁に「認定者に対して、利用調整地区内において常に見えやすい位置に認定証を掲示しておくことを義務付ける」とあり、これは違反者のチェックがしやすくなります。またその下に「年に数回合同パトロールの実施」「ガイド同行の場合、ガイドに一定の役割を持たせることも要件等」とあります。そういうことも含めた対応ということだと思いますが、他にあればどうぞ。

環境省：

違反についての補足説明であります。利用調整地区に限らず公園法の違反に関しては、当然罰則ということになれば警察をまきこんでの話になります。これは極めて悪質な場合についての対応ということになります。

上北山村漁業協同組合・金山：

罰則のある法で取り締まるなら上に駐在所を作るくらいでなければ難しいのではないのでしょうか。実際にガイドが違反者を取り締まる役割を担うことは難しいし、すぐに通報できるような携帯電話のアンテナの整備も検討すべきではないのでしょうか。

長嶋座長：

精神としては理解できますが、他の機関との調整の話になりますので、これについては別途協議事項としたいと思います。他にあればどうぞ。

大杉谷自然学校・森：

申請した日にしか入れないとすると天候が悪いときでも無理に入って道に迷うようなことが生じてくるのではないのでしょうか。従って登山歩道の整備ということも考えておくべきであります。実際に西大台で雨の日に入られて迷った初心者の方もおられると思います。雨の日に迷ったらどうなるかといえば、そこに道ができてくる。そして天候が良い日にその道にまた人が入ることになる。その辺も踏まえた登山歩道の整備も必要であると思います。

環境省：

前回もご説明しましたが、西大台については基本的に最小限の整備とすることを基本方針としており、そういう場所であるからこそ原生的な雰囲気が体験できる場所でありますので、安全面からの最小限の整備については進めていきたいと思えます。

環境省近畿地方環境事務所長：

補足しますと「整備」という言葉からは今のような答えになりますが、例えば迷いそうなところに落ちた枝を×の字に立てかけておくとか、そういうきめ細かな対応もあると思えます。おしゃっているのは物理的な本格的な整備ということではなくて、迷いにくくする工夫が必要だとすれば、いろいろな工夫が可能であると思えますので、トータルのなかで対応したいと思えます。

田村：

当初に掲げられていた事柄でなぜか今回の資料では抜けているものに「利用者責任」という言葉があります。特にここは原生的自然でありますので、ガイドが付くか付かないかというのは副次的要素であり、利用者がやはり自分について責任を持つというのは大原則だと思えます。それは原生的な自然を利用するうえでの大原則であります。仮に予約して何月何日に認定を受けて来たときに雨が降っていた場合には自分の判断で諦めなければ仕方ないでしょう。その時に、雨で入れなかった利用者に対して何らかの考慮をするかどうかは、別途判断すればよい問題であります。それから雨が降って新しい道ができるという話に関して、登山道の両側にロープを張って登山道の脇へ出ないようにするような対応には私は反対であります。そうなれば東大台と同じであり、原生的景観とはいえません。

環境省：

今の自己責任という話に関連して、今回の資料では表に出ていませんが6ページの注意事項の周知徹底という項目の中で当然書くべき項目であると考えております。

もう一点は、西大台の利用に関して、ハードの整備については先ほどご説明させていただいたようなことと、これと合わせてこういう注意事項や事前レクチャーなどのソフトでの対応も行っていくことが必要であると考えております。

長嶋座長：

事前レクチャーの話は大事な話であり、特にリスクマネジメントが一番大事になってきます。これは事前レクチャーなどでは特に注意すべき事項であります。また、利用者責任についてもやはり事前レクチャーや配布物には必ず書くべき要件になると思えます。利用の質、利用の心得は、利用に伴う環境破壊、これに対して最大限配慮する責任を持つということはお出てくると思えますので、具体的内容に書き込むべきことにも関わってきます。これについても、また意見があればいただきたい。

田村：

レクチャーについて、非常にレクチャーが拡散されています。一般的な登山についての注意事項、一般的なモラルについての注意事項は広範にすべきであります。認定を受けた利用者が西大台

に入るためのレクチャーは、もう少し意味が深まると思います。ビジターセンターなどでアクティブレンジャーなどがマンツーマン的にテキストに基づいて要点をきいてもらってレクチャーする。私はこれを可能であれば義務付けるべきであると考えております。認定証を郵送するようなことが書かれていますが、郵送すれば誰もレクチャーを受けないのではないのでしょうか。認定証があれば入れるのにわざわざレクチャーを受ける手間をかける人はいないのではないのでしょうか。レクチャーを義務付けしてレクチャーを受けないことには認定証を入手できない仕組みにして初めて利用者はレクチャーを受けるのではないのでしょうか。その意味でこれは現実的な案ではないと思います。何よりも基本的なものは、利用の質、要はきちんとしたレクチャーをするのかしないのか、一般的なモラルの話ではないということを区別して考えていただきたい。

環境省近畿地方環境事務所長：

レクチャーが大事なのは、おっしゃるとおりでございます。今回の利用調整地区を考えるとレクチャーが大事であるということは非常に基本的なことであると思いますが、実際の利用時間をカウンターでデータでみると朝5時頃から18時頃まで人が動いているなかで、レクチャーをどう行うかという点で、現実の問題として難しいところがあります。

田村：

事務的に時間の制約でできないというなら最初からレクチャーなど書かないほうがいいのではないのでしょうか。認定証を郵送してあとは自由に利用して下さいということにしたらいいのではないですか。ゴミを捨ててはいけないとか、注意して利用しましょうというレベルのことは世間の人は皆知っていることであります。

そんなことをレクチャーするのではないはずで、マンツーマンでのレクチャーはもっとレベルの高いものであるはずで、それを時間がないからといって認定証を郵送すれば、例えば認定証を他人に横流しするようなこともあり得ると思います。

長嶋座長：

これを義務とするか、原則とするかでニュアンスが違う話であり、ここはまだ議論を積み重ねるべき課題であります。ほかにあればどうぞ。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

6頁の一番下の項目で「当該地域に求められるガイドの資質は、既設の試験、資格等で一般的に求められていること…」とありますが、これが前提ということですか。こういうやり方をしていますと、いわゆる賢い子ばかりが山岳ガイドや自然体験をさせることになると思いますが、それは違うと思います。大台の気象や自然に関する講習を開いてもらって、受講すればそれでガイドとして認定するような仕組みにしてもらわなければ、例えば退職した後で山岳ガイドをしたいという人にとっては資格の取得は難しくなる。これは一つのお願いであります。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

一つの案であります。先程の森さんの話に関連して、認定証を下山後に回収することによって、遭難していないことを確認するような仕組みが考えられないのでしょうか。ご検討いただきたい。

田村：

これを本当にやるのであれば、環境省はビジターセンターに当直者を置いて24時間体制で取り組む必要があると思います。資料にも利用調整の時間は終日と書いてあります。

環境省近畿地方環境事務所長：

利用調整の時間が終日というのは認定を受けるべき時間帯は終日何時に入山しようとその対象となるという意味であって、夜間の許可をどうするかということについては別の次元の問題として存在してしまっていて、例えば夜間に入山したいという申請が出たときに許可するのか、それはどういう考え方、基準で許可するのかというルールの話であります。

田村：

それは承知しています。先程柴田さんがおっしゃったように申請したルートから外れればペナルティとおっしゃった話は全くナンセンスで、天候や体調に応じてルートを変更することは山では普通にあることで、それがペナルティの対象になるとすればとんでもないことになります。私は「入る日」を規制するが、入ればある程度自由であるべきと考えます。これは世界中の国立公園もそういう発想であります。入山規制というのは厳しく規制するというものではなく「待たせる」というものであります。そして入ったらかなり自由なのであります。それは日本人よりもモラルが高いからできることかもしれませんが、日本人もそうなるべきだと思います。

環境省：

コースから外れたら全て違反というのではなく、正確には「偽りその他不正な手段により」ということなので、その辺は法の解釈の部分になりますが、必ずしも全てが違反ということではありません。

田村：

申請にはコースは書かせるのですか。

環境省：

申請の様式ではコースを書かせることになっています。

田村：

それは事と次第によって変更することになってもペナルティにはならないのですか。

環境省：

偽りということではなければそうであると思います。

長嶋座長：

悪質な行為があったかどうかということが一つの判断にあるものと思います。

まず我々は環境の質を損なうことについては悪質とみなすという基本的精神を持っていたいし、その方向で運用したいと思いますが、裁判とかそういうものではまた別の基準がでてくるかもし

れません。

奈良県山岳連盟・梅屋：

1つは入山にあたってガイド同行の義務付けはある程度の汎用性を持たせていただきたい。例えば中ノ滝を登る場合など、ガイドが同行する形は困難であると思いますので、そういう場合を考慮した措置として頂きたい。

2つめは月に何回も、あるいは年に何回も来る場合の認定の方法の問題で、その都度というのは問題があると思います。それは利用料を徴収するというのでありますので、一定期間の何回分かをまとめて申請できるようにして、その手続きは1回分というかたちの運用を考えていただきたい。

3つめは、大原則として一定の自由な形の入山をある意味で規制することであり、それに罰則が伴っていることで、基本的に雁字搦めにする運用は好ましくないと考えます。できるだけ自然と人間は共生するというなかで考えて、できるだけ規制は少なくして、必ず事前に申請して認定して、1日の最大利用数が100人なら100人に到達しないというところだけをしっかりと管理するシステムで運営をして頂きたい。

もう一つは何ヶ月前に届出をする必要があるか。常識的には私はできるだけ短いほうがよいと思いますので2～3週間前までには時間の設定を頂きたい。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

先程議論になったガイドを付けた場合の利用に関して、6頁をどう理解すべきか確認したい。いわゆる個人の利用とガイドを付けた利用に種類分けをして、ガイドを付けた場合に、どんなガイドかという問題があります。資料は、このようなガイドを付けて利用しますという申請を出したときに、環境省なり指定認定機関が認定するための基準を示しているのですか。

環境省：

ご質問の部分の趣旨は、まず上の2～3点は、ガイドの同行を義務付けるべきか、義務付けるべきでないかという利用適正化計画に載せる前の段階の話で、これまでの議論を踏まえるとガイドの同行が望ましいが、ガイド制度が確立していないこと、また登山利用など必ずしもガイドを利用しない形態もあるということを書いています。次に下の項目については、ガイドを考えたときの考え方を書いている、一般的に求められる資質もありますが、その他に西大台や地域に関する理解も不可欠であるということを書いています。いろいろなことをまとめて箇条書きにしていますので分かりにくくなってしまいましたが、そういう趣旨であります。

長嶋座長：

これは今後大事な話であります。どういう形に質の高い利用をするかというときに、原則をどこに置くかという話であります。現在それが図れるかどうかは次の問題であります。私は原則ガイド同行を義務として、例外として、その人がガイド同行でなくても質の高い利用ができると認定される場合は例外として認めるくらいの基準が本来のあり方ではないかと思いますが、ここは原則をどう設けるかということはきちんと議論しておきたい。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

先ほど、滝登りの取り扱いについて意見が出ましたが、この規制は歩道から外れないことが原則ではないのですか。そうすれば西大台を回るルートには滝登りをするところはありません。環境省は歩道以外のルートである千石嶮、シオカラ谷を登る人にも許可を出すのでしょうか。

環境省：

公園計画の利用計画に位置づけられていないルートについては、当然申請をする必要があります。そして内容を審査した上で問題がないと判断すれば許可することになります。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

そうであれば道から外れて歩くと荒れるという考え方は除外するというのでしょうか。

環境省：

基本的には利用計画で定められた歩道を利用とすることが原則であります。例外的に質の高いふれあい利用等のために歩道から外れて歩くことをどう扱うかについては今後議論のあるところであると認識しています。

田村：

千石嶮、中ノ滝などのクライマーの実態については、ご存知のように昔からルートもありますし、クライマーの数は知れています。私はさしたる生態系破壊にはならないのではないかと思います。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

実際に崖登りをされている方や本格的な登山をしている方は質も良い。そういう意味では、私も入っても問題はないと思います。しかし、これまでの議論では歩道の複線化の議論も出ており、道から外れることに許可を出すのかということに疑問を持ったということでございます。

長嶋座長：

全てに原則があって、多少は例外があるかもしれないが、その多少の範囲は緊急避難的な範囲であると思います。あとは運用の話であると思います。

ほかにあればどうぞ。

吉野熊野観光開発（株）・仲川：

山の上で商売をしている関係から、これから電話予約が入ってくる季節になりますが、西大台に入ろうと思いますと今年からガイド同行でなければならなくなるのでしょうか。私どもは電話対応で説明する必要があります。既に大台は車では入れないところというイメージを持っておられる方もおられますし、その上にこの利用調整地区が設定されますと、その考え方は結構であります。大台へ登ってくる入山者が減ってくるような傾向に思えます。ビジターセンターもかつては宿直もあったのに今は2人体制で夜間は無人であります。今、山上に夜間常駐しているのは大台荘だけあります。会社も赤字続きで人員削減を図っているなか、今の体制で夜間の管理等担うことは難しい状況にあります。規制を導入する時には、その辺は環境省なり村なりでカバーし

ていただけるものなのか、十分ご配慮いただきたいと思います。

長嶋座長：

基本的に誤った情報を流さないということには十分配慮する必要があります。また質の高い利用をするということは、むしろ質の高い客が来てくれることに繋がる形での運用になるのだと思いますし、そのためのアピールも誤解のない形でやらなければいけません。

それから今後、パークレンジャーも含めて、きちっとした形での西大台に関する環境省の関与責任がでてくるので、ご心配の向きは恐らく前向きに改善されるものと思います。ですが、そういう懸念があるということはここで押さえておく必要があると思います。

奈良県農林部森林保全課・杉本：

前回もお願いしたと思いますが、今回もビジターセンターの件については何の話もなく、今日始めてこの資料を見せていただいております。例えばp6、p7に「ビジターセンターにおいてレクチャー」、「ビジターセンターを拠点に」というような言葉がでてきています。ビジターセンターはハード面の施設は環境省の財産であります。人が出入りするフロアは現時点で奈良県が全面的に借用している部分であります。そして環境大臣の同意を得て奈良県が博物展示事業として2名の県職員をおいて実施しています。フロアの管理者であり博物展示事業を実施している事業の執行者である奈良県が他の構成員の方と同じ時点でこの内容を知るのには、非常に不具合であると思います。吉熊観光さんがおっしゃっていたように奈良県としては事業を縮小してきていて、この何年来「奈良県は大台の自然再生にはついていけないので、環境省に主体的にやってもらいたい」と言い続けています。資料には「環境省が主体となって」とは書いてありますが、実際には奈良県がフロアを管理し、博物展示事業を実施しているからには、平成19年度にこの規制をスタートするのであれば、吉熊観光さんも同じ心配をしておられると思いますが、この規制に対して、我々はどう対応すべきか、山を下りるべきなのか、あやふやな状態にあります。事前にそういう話し合いをする場を設置することを以前からお願いしていますが、それがなくままにこういう資料がいきなり出てくることは非常に残念であります。

環境省：

大変ご無礼をいたしました。事務の手続きに不備があったこととお詫びします。今後、きちっと手順をふんで進めていきたいと思います。

長嶋座長：

審議会等を通して設定が決まった後にどう運用するかということは、ここにいる皆様は全員が当事者でありますので、今こうした計画をスタートすれば終わりではなく、スタートした後が大事なので、そういう認識でよろしくお願い致します。

ほかにあればどうぞ。

日本山岳会関西支部・篠崎：

先ほど、1団体なのか、1グループなのかという話がありましたが、1団体をさらにグループに分けてもよいということになると、例えば大型バスを連ねてきてグループ分けをしても、実際には

大量の人間が入って破壊することになりかねません。山岳団体もたくさんあってなかには数百人から東京には会員が千人を越える大きな団体もあります。大台ヶ原は関東の人間にも魅力のある山であり、バスを連ねてきてもグループ分けしてもかまわないとなるとことは懸念されることで、やはりシビアにグループで規制すべきであると思います。例えば東北の山の事例では1団体をグループで分けたが、結局頂上で合流して数十人で酒盛りをして騒いでいるような事例も多くあります。そういう危険性は高いと思います。

奈良県山岳連盟・梅屋：

それを言い出すと、最適な人数とか形態はどういうものを議論しなければならなくなります。それができないから、原案のようなアバウトな形で調整しようということになっているのではないのでしょうか。

日本山岳会関西支部・篠崎：

しかし、私は先ほどの例にあるように1つの団体で50人も60人も入ることについては慎重に考えるべきであると思いますので、ここでは問題提起しておきたいと思います。

もう一つは利用調整地区ということでもしっかり登山道を整備してほしいという意見もありましたが、原生的自然を守るということですので、基本的には登山道であって観光道路ではないので基本的には自己責任で、物理的な整備は最小限にお願いしたいと思います。

長嶋座長：

団体の取り扱いについては重要な問題であると思いますので、ワーキング等でしっかり詰めて次回に提案できる状態にしたいと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

どういう団体を想定するかにもよりますが、いわゆる営利団体のツアー会社では、ここにもありますように18名くらいが採算ベースだと思います。15名程度を上限にするということは、ここでは最初からこういうツアーは締め出すということですか。

田村：

おっしゃることはよく理解できますが、肝心の人数の上限についての論議ができていません。資料構成は3頁の1)が団体、2)が上限人数の話であります。これは逆ではないでしょうか。人数の上限を決めて、その中で団体をどう取り扱うかという手順で考えるべき問題であります。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

例えば上限を1日あたり50人にしたとき、旅行社が全てを占めてしまい、個人の登山客が締め出されるようなことも考えられます。そういう場合の取り扱いについても検討する必要があると思います。

長嶋座長：

いろいろな議論をありがとうございました。本日の論議では総量規制をするのか、ピークカット

なのかという点で熱心が議論を頂いた。しかし、やはり総量を考慮する必要があるということについては否定できない議論であると思います。そうしたときに問題は、今回スタートするに当たって設定する人数が固定的ではないということを前提にして、質の高い利用として想定される人数設定であれば大方ここにおられる皆様が納得できる案が2つくらいには絞れるのではないかと思います。それをできればワーキングで議論して皆様に提案できるような形にしたいと思います。その時には、この場に来て始めて知ったということがないような形で議論をしたいと思います。その上で皆様から意見を持ってきていただいて、こうした皆様が集まった協議会の場で最終決定できるような方法で進めていきたいと思います。環境省もそれでよろしいですね。

では次に資料2について説明をお願いします。

(事務局より資料2「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領(改正案)」を説明)

(異議なしの声)

長嶋座長：

では、本日の議題は以上でありますので、フロアの方からご意見があれば、どうぞご発言をお願いします。

(傍聴者意見)

傍聴者A：

長嶋座長もおっしゃっていたように原理原則を守ってお願いしたいと思います。もともと何のために行うかといえばワイズユースのためでありますので、その辺を踏まえてよろしくをお願いします。

傍聴者B：

議論を聞いていますと、登山者だけの山にするような印象を受けます。しかし私はいろいろな大台ヶ原のすばらしさ、自然の大きさを知っていただきたい、体験していただきたいと思います。従って、一般の山に馴染んでない方にこそ来ていただいて、自然の大きさやすばらしさを理解し体験していただけるようなことを考えていただきたい。我々村に住む人間としては山をいかに利用していきたいかというのが率直な思いであります。

傍聴者C：

今、ご発言にあったような利用を歓迎していくことには反対の意見を持っております。ドライブウェイが開通して以来の大台ヶ原の見てきたものとして、今の大台の姿は非常に心が痛みます。今回の利用調整地区の取り組みについては大変希望を持って期待しております。地域振興ということもとてもよく理解できますが、理念をもってお願いしたいと思います。

長嶋座長：

ほかにありますでしょうか。なければ以上で終わりたいと思います。

環境省：

どうもありがとうございました。本日の意見を踏まえて、次回の協議会は5月を目標に開催したいと思います。開催については改めて案内させていただきますのでよろしくお願い致します。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

（省略）

西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会 概要

1. 日時

平成 18 年 4 月 26 日 (水) 15:30~17:30

2. 場所

上北山村振興センター 大集会室

3. プログラム

■開会の挨拶

■利用調整地区の指定に向けて 15:30~16:00

「利用調整地区の指定に向けて」長嶋俊介 (鹿児島大学多島圏研究センター教授)

「米国における利用規制と料金徴収の事例」鈴木渉 (環境省自然環境局自然環境計画課 専門官)

「利用調整地区制度について」事務局

~休憩 (5分程度) ~

■グループディスカッション<西大台における利用調整地区のありかた> 16:10~17:30

■閉会の挨拶

4. 配布資料

資料 1: 大台ヶ原-冷温帯超多雨林の再生と「利用」(長嶋教授): 国立公園、No. 642 より

資料 2: 米国における利用規制と料金徴収の事例

資料 3: 利用調整地区制度について (第 1 回協議会資料 2)

資料 4: グループディスカッションのための課題メモ

参考資料 1: 西大台地区利用適正化計画 (素案) (第 2 回協議会資料 1)

参考資料 2: グループディスカッションの進め方について

5. 出席者

<参加者>

グループ	所属	氏名	備考
グループ 1	大台ヶ原・大峰の自然を守る会会長	田村 義彦	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	村議会総合開発特別委員会委員長	更谷 武廣	
	上北山村漁業協同組合	金山 進英	
	吉野きたやま森林組合	山岸 元博	
		山室 潔*	上北山村河合

		中岡 一郎*	上北山村小椽
グループ2	元京都大学 講師	村上 興正	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	吉野きたやま森林組合	下吉 博之	
	大杉谷自然学校	森 正裕	
	パークボランティア	山本 勇三	
	吉野熊野観光開発	仲川 勝敏	
グループ3	奈良県立大学 教授	西田 正憲	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	上北山村観光協会長	更谷 昌美	
	吉野きたやま森林組合	富室 良城	
	北山いこら	鎌田 誠明	
グループ4	龍谷大学 講師	横田 岳人	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	日本山岳会関西支部	斧田 一陽	
	吉野きたやま森林組合	福島 賢一	
	有限会社福嶋モーターズ	福嶋 徹也*	上北山村河合
	上北山商工会青年部	後岡 宏弥*	
	大台ヶ原ビジターセンター	仲村 純*	
グループ外参加者		中谷 守孝*	上北山村河合
		福山 泰博*	〃
		玉岡 純生*	〃

*は協議会メンバー以外の一般参加者

<関係行政機関（オブザーバー）>

所属	氏名
奈良県企画部観光交流局観光課	中西 康博 主任調整員
奈良県農林部森林保全課	白井 実 自然公園利用係長 阪口 博章 自然公園整備係長
三重県環境森林部自然環境室	宮本 正行 副室長
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
〃 〃	松島 克典 主事
〃 総務企画課	榊岡 貴之

<事務局>

所属	氏名
環境省自然環境局自然環境計画課	鈴木 渉 専門官

// 近畿地方環境事務所	小沢 晴司 統括自然保護企画官 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 //
// 吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官 木谷 昌史 アクティブ・レンジャー 田中 綾子 //
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役 宮前 保子 安場 浩一郎 小川 菜穂子 幡 建樹

6. 意見の概要

(1) 利用調整地区の必要性について

- ・利用調整地区の指定については、西大台の自然環境を保全していく上で意義がある、地区の指定が大台ヶ原の価値の向上につながる、などの肯定的な意見が主であった。
- ・ただし、利用者を減らすだけで自然破壊を予防できるのか、人の手によって自然を再生することができるのか、といった疑問もあった。
- ・また、利用調整地区の指定による利用者のマナーや意識の向上の重要性を指摘する意見も出された。

(2) 利用調整地区の区域について

- ・現在、登山者の立ち入りがある三津河落山を区域に含めるべきとの意見もあったが、区域については、原案が概ね了承された。

(3) 対象期間について

- ・対象期間については、原案が概ね了承された。

(4) 利用人数の上限の設定について

○人数等上限の決定方法について

- ・人数制限については、まず、国（環境省）が人数等に関する方針を打ち出すべきであるとの意見が多かった。
- ・原案について「平成17年の利用者数約5,000人を総量規制の上限とする」と解釈した人が多く、1年間だけの調査データを基準とすることに対して疑問が多く出された。当面は、年間の総量規制ではなく、1日あたりの人数規制から始めるべきであるといった意見が出され、利用者数については継続的な調査が必要であることなどが指摘された。

- ・その他、ピークカットだけでなく利用者の絶対数の削減が必要であるとの意見があった一方、ピークカットが重要であり、土日のみの規制でよいといった意見もあり、総量規制については意見が分かれた。
- ・その他には、人数制限によるツアー客等への影響についての配慮を求める意見や、ガイドの体制によっても受け入れ可能な人数等が変わるため、ガイド制度と合わせて検討すべきといった意見も出された。

○1日あたりの人数の上限について

- ・1日あたり100人が妥当とする意見もあったが、具体的な人数に関する意見は少なかった。

○1団体あたりの人数の上限について

- ・概ね10人前後（7～15人）の少人数が望ましいとする意見が主であったが、ガイド付であれば人数の上限は必要無いといった意見もあった。

○その他

- ・入口ごとに人数枠を設定して利用ルート分散を図ることや、時間帯ごとに人数を決めて利用者を分散させることについての提案が出された。
- ・また、地域への宿泊者に優先権を与えることや、団体客に対する規制の必要性について意見が出された。

（5）利用方法に関する規定について

○事前レクチャーについて

- ・事前レクチャーは必須とするべきであるとの意見があり、その他には意見が無かった。

○ガイド制度について

- ・ガイドの同行については、必須とするべきであるとの意見がある一方、必ずしも必須ではないとの意見もあり、ガイド同行の必須化については意見が分かれた。
- ・一方で、現在の地域の体制では、現実的にガイドの必須化には対応できないとの意見もあり、そのため、資格認定のある職業的なガイドの育成の必要性についての意見が多く出された。
- ・その他には、利用の質を向上するためにもガイド制度は重要であるといった意見があった。

○その他

- ・ツアー添乗員の質を向上するための講座についての提案や、ペット連れの利用などのマナー問題や多様な利用形態に対する対応の必要性などについて意見が出された。

（6）管理運営体制について

○認定事務について

- ・国（環境省）が認定事務のあり方について指針を示すべきであるといった意見や、運営のためには認定手数料以外の収入が必要であるなどの意見が出された。

- ・また、事務手数料を払ってでも利用したくなるような状態に自然を保つ努力が必要であるといった意見や、利用者層の拡大を目指した割引制度の導入などの提案もあった。

○巡視等について

- ・取り締まりの重要性についての意見や、環境省だけでなくガイドや地域にも取り締まりの権限が必要であるといった意見が出された。
- ・また、違反に対する罰則の必要性や、多様な利用ルートなどへの対応の必要性が指摘された。

○管理体制・予算

- ・地域で管理運営を担っていくためには、予算措置が必要であるという意見が多く出された。また、現状のビジターセンターの体制では、管理運営は困難であるなどの意見もあった。

(7) その他

○調整事項

- ・利用調整地区の指定に向けた情報管理や情報の共有について、留意する必要があることなどが指摘された。

○インフラ整備

- ・管理運営のためのインフラ整備や、歩道や広場等の整備の必要性についての意見が出された。

○近年の利用動向

- ・昨年、一昨年は大杉谷の通行止めの影響等によって大台ヶ原の利用者数が減少したことや、大台ヶ原周辺の利用者数が、近年減少傾向にある点などが指摘された。

○施設の経営状況

- ・利用調整地区の導入によって宿泊施設等の経営に影響が出る点などが指摘された。

○今後の利用のあり方について

- ・リピーターの確保や、季節ごとの魅力付け、環境教育や体験メニューなどの新たなプログラム等の重要性について意見が出された。

○情報発信や普及啓発について

- ・大台ヶ原の自然・文化に対する理解を高めていくことや、利用調整に関する情報発信が重要である点などについて指摘があった。

○その他

- ・東大台およびシカ対策の必要性についての意見などが出された。

7. 各グループにおける参加者の意見

(1) グループ1

1. 利用調整地区の必要性について		2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		5. 利用方法に関する規定について		6. 管理運営体制について			7. その他	
○自然に対する負荷の軽減予防	○価値の向上			○人数等上限の決定方法について	○1団体あたりの人数の上限について	○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○認定事務について	○巡視等について	○管理体制・予算	○調整事項	○インフラ整備
西大台の利用調整は未然に防ぐ措置。そのことで人が感動する今の西大台の価値が上昇。	上高地では通年規制によって土産物売上げ、入山者が増加。			国がまず人数を決めるべき。試行錯誤によって修正していけばよい。			ボランティアでガイドを行うのは困難。きちんとした認定制度が不可欠。	利用者層の拡大を目指して、認定証の割引制を考えるべき。村としては多様な人が来て欲しい。利用者層が増えることが良い。	村人が委託を受けて監視強化をするべく、権限を与えることが重要。ドライブウェイからの進入防止になる。	まずは管理体制の予算がどの程度あるかが大切。	ビジターセンターの今後の管理体制は？	通信手段などのインフラ整備が不可欠。
大台ヶ原は西と東の2つの顔を持っている。東の失敗を反省すべき。	規制は希少価値を増大するきっかけとなる。プレミアムが付く。			自然が大切なら立ち入り禁止がベスト。村に意見を聞いても答えがでることはない。			公認の有料ガイドが望ましい。村の方々が資格を取得すればよい。	認定事務については環境省が技術的検討を行うべき。		地元で引き受けるのであれば、まずは予算措置の約束をしてから。	利用調整地区設定のスケジュールは？	監視体制のためのインフラ整備も必要。
人がつぶした自然は人の手によって再生可能か。→東大台の再生は？	西大台の利用調整地区設定の意味はプレミアムがつくこと			環境省はもっと主体的に自信を持って決めるべき			ガイドの育成をどうするか、職として成立するかが課題。アルバイトでしかないのは課題。公認にすることによって一定の収入も確保可能。	国がまず認定事務のありかたについて決めるべき。		地元へ負担を与えるような事業では成り立たない。	方針が決定するまでの情報公開について、風評被害で利用者が減少するなど地元は不安感を持っている。	
				まず方針を出してから村と調整すればよい			プロのガイドは有料であるべき。			管理経費の補填が必要。手数料だけで事務体制ができるとは思わない。	情報管理・情報共有が重要。	
							プロのガイド養成システムをつくりだすのが今後の調整事項。			維持管理予算の確保が前提で、体制が構築できる。		

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

(2) グループ2

1. 利用調整地区の必要性について		2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		
○自然に対する負荷の軽減予防	○利用マナーの改善効果			○人数等上限の決定方法について	○1日あたりの人数の上限について	○1団体あたり的人数の上限について
自然の予防策は人を減らすだけでよいのか→持続的に利用するためにはこれ以上の自然の損傷は避けるべき。	山に入るのは非日常。その心構えが大切。			1日当たりの人数制限と総量制限の両方が考えられるが、どちらがよいのか。近年の利用動向をみると、昨年の実績である5,000人を上限とするのは少なすぎる。		ガイドを行っているが、その際の上限は10人～15人。
東大台は東海自然歩道と同じ。行くなら西大台が魅力的。山の高原が魅力というのはみんなが知っている。	輩的登山者（ゴミを捨てるなど）は規制すべき。			平成17年利用者数の約5,000人はインパクトとして大きいのだろうか。利用状況を分析して上限を決めるのは難しいので、一定の数を上限と決めることに意味がある		ツアーは15人が最小随行人数。10人にすると5人だけがグループに入らないことになる。15人にガイドを2人つけると採算が取れない。
林床の問題が起きているのは人のせい、鹿のせい→西大台はシカの密度は高くない。シカの影響は低いと考えられる。	貴重な自然にふれるには、規制は当然という気持ちが大切。			ピークはもちろんのこと、絶対数も抑えないと自然環境への影響は防止できない		ツアーでも30～40人になると歩くだけになる。そうしたツアーは東大台を利用すればよい。
各地の山では山麓から自然かつぶれていく。人が多くなると自然の損傷は大きい。予防的措置は必要。	大台だけでなく自然に触れる時には、気持ちの持ち方が大切。			一日の上限を決めて、8月頃に総量の5,000人に達した場合、実際上、秋の利用を抑制することは困難。		西大台のルートを考えてみるとわかりやすく解説するには10人が適当。多くても15人まで。
	地域にとって、利用調整がプラスかマイナスかは重要な問題。短期的には利用者がマイナスになっても長期的にはプラスになると思われる。			総量規制は当初からは困難なので、1日当たりの利用人数の上限を決めることから始めるべき。		野鳥の観察では5人1グループで、識別できる人が一人付き、5グループが最大。1グループは10人が限界。15人では声を識別できない。
	少人数のグループは多少費用がかかっても西大台で楽しめる。人数が多ければ東大台に行けばよい。大台の利用には2つのタイプがあるといえる。			昨年のデータのみで年間総量を決定することには問題がある。継続的に調査を進めるべきであるが、当面は一日の上限を決めて利用調整を行うべき。		ガイドをつければ上限は必要ないのでは。
						ボランティアガイドの際には1グループ30人のこともあるが、十分に解説が伝わらない
						ガイド料金の額で一団体の人数も決まってくる
						1団体あたり的人数の上限について団体の数は10人が妥当

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

5. 利用方法に関する規定について			6. 管理運営体制について		7. その他		
○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他	○認定事務について	○巡視等について	○近年の利用動向	○施設の経営状況	○今後の利用のあり方
事前レクチャーは必須とすべき。	ガイドがコースを適切に案内することが持続的な利用につながる	ガイドの育成のためにツアー添乗員向けの講座を開催して、ガイドの質を高める必要がある。講座の受講料も認定事務費とすればよい。	認定料の上限が 1,000 円では民間経営は困難。人件費などを考えると認定料だけで管理運営をすることは困難。公共であれば可能。		昨年、1 昨年は大台の利用者数が少ない。理由としては大杉谷の通行止めと名古屋の地球博の開催が影響していると考えられる。例年の西大台の利用者は 5,000 人以上と思われる。	団体が利用しなければ宿泊施設は経営が困難。利用者の制限が加わると運営が難しい。	利用が土日に集中する傾向は変化しないのではないかと→一人で大台に行くなら平日に行きたい。平日の利用者が各地で増加しているため、利用傾向が変わることも想定できる。
	コースの特色づけ・ルートの設定などがガイドによって可能となる		NPO などで管理運営をするのであれば、認定料の他に入山料も別途徴収すべき。駐車場利用料金として聴取してもよい。		大台と大杉谷はつながっているため、大杉谷の通行止めの影響が大台ヶ原全体の利用者数の減少にもつながっている。	物販施設は年間 5～6 人の雇用を生み出している。販売額は年間 5,000 万円程度である。	修学院離宮のように申し込み制で利用制限をしている場合でも、何ヶ月も待ってでも利用したい層は確実に増えている。
	大杉谷は危険なのでガイド付きが望ましいが、西大台はガイドなしでも安全。		公共が徴収する料金として 1,000 円は高額。民間であれば利用者が納得できる額。		大杉谷は関東で人気があるが、昨年、一昨年は通行止めの影響で大台荘宿泊予定者から 20 団体は減少している。		これからはリピーターを如何に確保するかが重要。京都は観光客が増加しているが、リピーターは 70%というデータもある。
	利用を規制するのであればガイド付きが本来の姿		認定料の上限を上げるためには法改正も必要。		桃の木小屋の宿泊者もピークの頃は年間 12,000 人程度であったが、6 年前の時点で 6,800 人に減っている。		大台は季節による魅力づけができる。また、ルートの設定によっても魅力づけが可能。
	災害救助もできる本格的な山岳ガイドという職業をつくりだすべき。				熊野古道も世界遺産指定ブームが去って、昨年は観光客が減少している。		
	ガイドの同行を必須とすると地元では対応できない。「望ましい」ところから運用すべき。						
	一人でも家族でもグループでも原則はガイド同行を条件とすべき。						

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

(3) グループ3

1. 利用調整地区の必要性について	2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		
			○人数等上限の決定方法について	○1団体あたりの人数の上限について	○その他
大台の自然環境を守ることが重要であり、利用調整地区の指定については賛成である。	三津河落山にも、現在たくさんの登山者が入っているので、区域に含めるべきではないか。		5月、10月、11月のピークの入山者数を基準として、人数の上限を決めてはどうか。	実際にガイドをしている立場からいうと、無理なく声が聞こえる1グループ7名程度が望ましい。	同じ100人でも、1ヶ所から100が入るのではなく、2つの入口から、50人ずつ入るのであれば、自然環境への影響は緩和される。入口ごとの人数の枠を設けることも考える必要がある。
	三津河落山を含めるとドライブウェイも区域に入ってしまうことや、現実的に監視がしにくいこと、環境省の所管地で取組をはじめたいなどの理由から、この区域に設定することになった。		人数の上限によっては、ツアーなどで大台に来たのに入山できない人も出てくるのではないかと。ある程度幅を持たせた人数にする必要がある。		例えば、小処から入る人については、山頂から入る人数とは別枠の人数を設けるなどの工夫が考えられる。
			旅行会社に利用調整地区の主旨をよく理解してもらい、大台に来たのに入山できない人が出ないようにする必要がある。		少数ではあるが、木和田から山頂に登ってくる人もいる。こうしたルートについても別枠の利用人数を設けてはどうか。
			村の体育協会の「歩こう会」で色々な所を歩いているが、上限によっては、みんなで西大台を歩けないようなこともあるのではないかと。		木和田から大台へ登るルートは、自然景観的にも素晴らしいルートである。
			ある程度の幅を持たせて、1グループ10人として、1日10グループ、計100人とするのが妥当ではないかと。		昔、村では、小学校の行事で木和田から大台山頂まで歩いて登った。今はこうした行事も無く、木和田から登る人も少ないが、人数枠を設けることで、こうした素晴らしい登山道の復活につながるのではないかと。
			ガイドの人数によっても、1日にまかなえる人数が変わってくるので、ガイド制度と合わせて考える必要がある。		ある時間帯に利用が集中することで、自然環境への影響が大きくなる。時間帯ごとに人数枠を設けて分散させることも必要である。
					特に食事の時間帯に利用者が集中することで、利用者が溜まって影響が大きくなるので、時間帯ごとの分散は重要である。
					地域に宿泊した人が優先的に認定を受けられるような枠を作れば、地域振興にも役立つ。

5. 利用方法に関する規定について			6. 管理運営体制について			7. その他		
○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他	○認定事務について	○巡視等について	○管理体制・予算	○調整事項	○インフラ整備	○今後の利用のあり方
	森林組合としてもガイド制度には関心がある。先行してガイドに取り組んでいる「北山いこら」とタイアップしながら、お手伝いしていきたいと考えている。		管理事務については、地域の団体に任せるのがよいと思う。	環境省だけで、広い区域を取り締まるのは不可能であり、ガイドにも取り締まりの権限を与えることが必要だ。			利用調整地区の中に、緊急用のショートカットルートを新設して欲しい。	森林組合では、環境教育にも大きな関心を持っている。これからの時代、組合としても、こうした課題に取り組んでいく必要があると考えている。
	現在、「北山いこら」には9名のガイドがいるが、実際に動けるメンバーは2、3人である。ガイド同行が義務付けられると、現状の体制では、対応しきれない。			取り締まりのためには、地区全体を柵で囲う必要があるのではないか。シカの害を防ぐためにも、柵で囲うことが有効だと思う。			区域の主旨として、積極的に歩道等を整備していく場ではないので、ルートの新設は難しい。	利用調整地区の中でも、環境プログラムの実施は可能だろうか？
	「いこら」では、東大台のガイドで1グループあたり1万3千円～、西大台で1万8千円～で、1グループ20人を上限として実施している。			こうした地区を設定する以上、環境省には、しっかりと取り締まりをしてもらいたい。			利用調整地区の地図の中で、点線で示されたルートは、使用してもよいのか？	人数の上限の枠内であれば、環境教育の実施も可能であろう。ただし、一時に学校全体を受け入れるのは難しい。分散して実施するなどの可能性はあると思う。
	「いこら」では、特に宣伝等しておらず、役場を通じてガイドの依頼を受けている。						点線のルートも登山道として位置付けられているので、使用できる。	
							歩道外への踏み込みは、団体客が昼食をとる際などに起こることが多いので、食事や休憩ができる広場を整備する必要がある。	

(4) グループ4

1. 利用調整地区の必要性について	2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について				5. 利用方法に関する規定について		
			○人数等上限の決定方法について	○1日あたりの人数の上限について	○1団体あたりの人数の上限について	○その他	○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他
			人数設定の際には、すれ違いの頻度、他グループの声の届き具合等にも配慮すべき。			昨夏訪れた若杉原生林(岡山県西栗倉村)では、バスが20数台も押し寄せて大変な混みようだった。あまりの混雑に山に入らずに帰った。		適正人数としては、1グループ6~7人が限度ではないか。	バイクや自転車での来訪者も、利用調整の対象になるのか?
			土日祝のみを規制の対象にしてはどうか?ピークカットが重要であって、平日の利用が規制によって妨げられる(面倒な手続き必要)のは良くない。			芦生原生林では、地元の方々が小型バス(28名)でのツアーを催行している。		ガイドの同行によって、マナーの向上などの効果は期待できる	→来訪手段に関わらず、利用調整地区に入る方は全期待できる (環)
						こうした他地区の事例を見ても、やはり団体客の規制は必要である。		地元でも「北山いこら」等のガイドは育ちつつあるが、今後の体制づくりが課題。	大台にはペット連れで入山する来訪者がいるが、ペット連れがなぜいけないのか、その理由を理解できていない。普及啓発が必要ではないか。
								来訪者のレベルに応じたガイドを検討すべき。	→普及啓発は重要と考えている。また、例えば利用調整地区へ入る条件として「ペット連れの入山は認めない」という項目を添えることも可能である。(環)
								ガイドなしでも入山できるような仕組みにしておくべき。	芦生原生林では、楽器を持ち込む人もいるなど、自然の中でも様々な利用形態がある。単に利用者の数だけでなく、利用形態についても配慮すべき。

6. 管理運営体制について			7. その他		
○認定事務について	○巡視等について	○その他	○今後の利用のあり方	○情報発信や普及啓発について	○その他
認定事務手数料(1,000円)を支払ってでも入りたくなるような自然の状態に保つ努力が必要。	区域へのアクセスには様々なルートが想定できる。例えば、駐車場から入って経ヶ峰に抜けてバスで帰るパターンなどがある。個々のケースにどのように対応するのか？	現在のビジターセンターの体制では運営は難しい。	入場規制を行っている京都の寺社などをみても、規制することで希少性が増しており、結果的に文化財保護にも役立っている。	大台ヶ原には、様々なタイプの来訪者があり、山に関して「素人」な方々、レジャー感覚、ピクニック気分で来訪する方々もいる。	日本で他にこのような規制を行っている事例はないのか？
	周回線歩道以外のルートも考えるべき。	→指定認定機関については、今後も協議を重ねて体制を検討していきたいと考えている。		大台ヶ原の自然・文化についての理解、大台ヶ原はこういう山であるという共通の認識ができていない。	→環境省が、自然公園法に基づいて適応するのは西大台が全国で始めての事例である。他の土地所有者が独自に実施している事例はある。(環)
	→区域の外側に柵をめぐらす訳にもいかないので、完全にシャットアウトすることは難しい。ある程度は普及啓発によって、来訪者の意識を変えていくことで補っていきたいと考えている。(環)			利用調整について知らずに山上まで来た方々に、十分に納得していただけの説明が出来るかどうか。十分な説明が出来なければ、大台ヶ原に対して「不親切なところ」という悪いイメージを持ってしまふのではないかと。	西大台での利用調整も重要だが、東大台がなぜ今のようになってしまったかを考えて欲しい。シカ対策が重要と考えている。シカによる害は弥山にまで広がっている。人の規制も良いが、シカの規制も行って欲しい。
	山上駐車場にやってくるバスをどうやって規制するのか？			利用調整の導入によって、ピクニック気分の来訪者にも大台の自然のすばらしさを知っていただくきっかけになるのではないかと。	→大台ヶ原のシカ対策については、別途委員会を設けて議論を進めている。本日の議題では無いので割愛させていただく。(環)
	→旅行社、バス事業者などには事前に説明を行い、ご理解頂くことで対応したい。(環)			大台ヶ原は「地域の宝」であり、持続的に利用していくことを目標に利用調整を行っていることを発信していくことが重要。	
	盗掘などの悪質な場合には、罰すべき。			地元のガイドに案内してもらうことによって、さらなる普及啓発の効果が期待できる。	
	法律上の罰則規定はあるのか？			自然観察だけでなく、体験メニューなど様々なプログラムが必要。	
	→法の上では、最高6ヶ月の懲役という規定もある。もちろん積極的に適応したいわけではなく、逆に罰則規定があることで「規則を守らねばならない」という意識をもってもらえればと考えている。(環)				

西大台地区利用適正化計画（案）に係る現地調査 意見概要

1. 日程

- ・現地調査：平成18年6月4日（日）10：30～15：00
 午前：ドライブウェイ沿い（経ヶ峰～駐車場）
 午後：西大台地区（駐車場～七ツ池）
 10人程度の3グループに分かれて現地調査
- ・意見交換：同日15：30～16：00、於ビジターセンター

2. 参加者

グループ	所属	氏名
グループ1	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長	田村 義彦
	村議会総合開発特別委員会 委員長	更谷 武廣
	上北山村区長会 代表	福田 利也
	上北山村漁業協同組合 組合長	金山 進英
	奈良県山岳連盟 自然保護委員長	野田 健司
	三重県環境森林部自然環境室 副室長	宮本 正行
	環境省近畿地方環境事務所 統括自然保護企画官	小沢 晴司
	〃 〃	石川 拓哉
	〃 吉野自然保護官事務所 自然保護官	羽井佐 幸宏
	(株)スペースビジョン研究所 代表取締役	宮前 洋一
〃	安場 浩一郎	
グループ2	吉野きたやま森林組合 技師	下吉 博之
	大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
	吉野熊野観光開発 専務取締役	仲川 勝敏
	奈良県勤労者山岳連盟 前自然保護委員長	前 圭一
	環境省近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課長補佐	小林 浩二
	環境省近畿地方環境事務所	福原 裕
	〃 吉野自然保護官事務所 アクティブレンジャー	木谷 昌史
	(株)スペースビジョン研究所	宮前 保子
	〃	幡 建樹
グループ3	鹿児島大学多島圏研究センター 教授	長嶋 俊之
	北山いこら	岩本 崇
	日本山岳会関西支部 自然保護委員長	斧田 一陽
	川上村産業振興課 主幹	横谷 好則
	上北山村地域振興課 課長	中崎 和徳
	〃 主事	松島 克典
	環境省自然環境局国立公園課 公園計画専門官	千田 純子
	環境省近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課長	柴田 泰邦
	(株)スペースビジョン研究所	小川 菜穂子

3. 参加者の主な意見

(1) ドライブウェイ沿い(経ヶ峰～駐車場)現地調査における意見

①経ヶ峰

○ルートについて

- ・ここから西大台に入る道は、もともとは密猟者がつけた道ではないか。30年以上前にすでに道として使われていたと思う。
- ・道の右側が民有地の人工林であるので、元々、山林作業用の道であった可能性も高い。
- ・この道は、奥まで行くと笹が繁茂して通れないが、逆川に抜ける道は通れるようになっている。
- ・公園計画上、「歩道」とは認めていないということはどういうことか。ガイドブックなどで歩道として紹介されているが、環境省としてこれを認めるのか?利用調整地区指定後にはどのように対応していくのか。
- ・利用調整地区になったら、このルートは閉鎖されるべきである。
- ・三津河落山も立ち入り禁止のはずなのに、ガイドブックに載ったこともあって、最近は人気のスポットになっており、侵入する人が増えている。西大台もそのような場所になってしまうのではないかと危惧している。
- ・利用者の中には、だいたいのコースを経験してしまい、誰も入っていない場所を自ら開拓することを好む人たちもいる。勝手に赤いテープを張ったりして、その道なりにいくと行き止まりということも珍しくない。非常に危険である。
- ・これまで人が利用している道を利用禁止にする以上、周知を徹底すべき。
- ・経ヶ峰でバスから降りて西大台に入り、駐車場に抜けるツアーも存在するが、どのように対処するのか。
- ・セツ池と三津河落山の入り口には、立入禁止の看板があるのに、ここに立入禁止の看板が無いのはなぜか?扱いの違いが分からない。
- ・利用マナーの看板があるが、看板があること自体、利用を推奨しているかのように見える。

○平坦地について

- ・かつてこのスペースで喫茶店をしていたと記憶している。一部は民有地であり、元の山陽国策パルプ(現在は日本製紙)の土地で、この付近では公団造林もある。尾根筋が境界と思われる。
- ・土捨て場として認められてきた経緯もあるので、この問題については、環境省だけでなく、県や村との話し合いによって対応を考える必要がある。
- ・環境省として、「駐車場」との呼称を使うのは、この場所を「駐車場」と認めることとなり好ましくない。
- ・西大台の周回線歩道を「周遊道」と呼ぶのも好ましくない。東大台の歩道と同じ扱いでよいのか。

○その他

- ・特別保護地区のサインが低くて目立たない。もう少し分かりやすくすべき。
- ・昨年秋に設置した杭とロープのせいで、今年のGWには道の両脇に駐車する車両もいて、混乱が

起きている。

- ・ドライブウェイ沿いでガードレールの切れた部分は、ごみ捨て場になるか、西大台への侵入ルートになるかのどちらかである。

②七ツ池への踏み道

- ・立ち入り禁止の看板をH17年度に設置している。
- ・三津河落山までつながる古道であったが、ドライブウェイができたことによって、分断されている。歴史的価値から見ると非常に残念だが、利用調整をする以上閉鎖せざるを得ないのではないか。もしも山上駐車場を経ヶ峰まで後退させて、東大台も含めた大台全域を利用調整地区として指定するのであれば、こうした古道も残すことが出来ると思うが、現状では難しいだろう。
- ・「立ち入り禁止」の看板があることで、かえって「ここからでも入れる」との認識を与え、進入を招いているのではないか。看板は必要ないだろう。
- ・しかし警告の看板が無いと、侵入者にたいして「入ってはいけないと表示がなかった」という言い訳を与えることになる。
 - ・利用頻度が高かったが、植生保護のロープが張られたことで、少なくなっている。

③筏場道入り口

- ・道標と利用マナーについての解説版がある。
- ・ここはドライブウェイとの境ではなく、周回線歩道を境界としているので、立ち入り禁止のゲートを設けるのが難しい。
- ・現在は、筏場道が一部崩れているために通行止めとなっている。よって、暫定的にここにも杭とロープを張っている。

④利用調整地区とドライブウェイとの境界について

- ・基本的にどこからでも入れるので、立入を防ぐためには境界に塀を設けるしかない。

(2) 西大台地区(駐車場～七ツ池)現地調査における主な意見

○ゲート等について

- ・駐車場から利用調整地区の入り口にだけゲートを作っても、横から入れるので意味がない。人を置いて対応することも不可能なので、ゲートを作る必要はない。

○サイン等について

- ・この看板(写真)のつけ方(生木に打ち込んでいる)は、まずいのではないか。



- ・ここは迷いやすい分岐点であり、ロープなどで誘導すべきではないか。
- ・利用者の判断に任せるのであれば、ロープや柵は不要ではないか。
- ・もしもガイドを義務化するのであれば、ロープなどの設置は必要ないのではないか。
- ・この場所も迷いやすいが、開拓後から七つ池に向かう道も、非常に迷いやすい。特に木々の葉が落ちてしまう秋には迷いやすくなる。
- ・人数を規制するだけでは、利用者の「質」のコントロールまではできない。警告をする看板も必要ではないか。
- ・村でも、西大台について問い合わせがあった場合には、非常に迷いやすい危険な場所であることは伝えるようにしている。クマがいると伝えると、効果てきめんである。
- ・観光客の中には、なぜクマを捕獲しないのかという人もいるが、そういった考え方の人には山に入って欲しくない。自然の姿を受け入れることが大切だと思う。
- ・現在、奈良県ではクマの捕獲ができない。川上村でもクマハギによる害がひどい。
- ・七ツ池で迷ったという人が多い。表示のあいまいな看板は、取り払うべきだ。

○松浦武四郎の碑の看板

- ・この看板を見にくるために、バイケイソウを踏む人がいるのではないか。
- ・バイケイソウが咲き乱れている写真があれば、ここのイメージが湧くのではないか。
- ・こうした大台の歴史を理解するための看板は必要である。

○ロープによる誘導について

- ・この黄色と黒のロープは、川に近づかないようにするためのものだと思うが、不細工である。

- ・ロープによる誘導は最後の手段であるとする。ロープを張り巡らせるのはどちらかというと反対である。ロープの代わりに、倒木などを利用して景観にも配慮した誘導策を考えるべき。
- ・誘導用のロープが、木に食い込んで、痛めてしまっている。自然保護の点からみても問題である。

○歩道整備・歩道の複線化等について

- ・歩道については、あくまで登山道なので、基本的にはこのままでよい。
- ・木橋がぐらついており、やや不安である。濡れると滑るので、刻み目を入れるとよい。
- ・七ツ池の手前、河川を渡る箇所では、上流部が崩壊して新しいルートができています。道によって河川がせき止められており、なんとかするべき。

○防鹿柵について

- ・何のためにこの防鹿柵を設置しているのか、説明の看板を設置すべきではないか。
- ・七ツ池には昔は湿地があったが、今では防鹿柵に囲まれて入れなくなっている。七ツ池の防鹿柵は撤去すべきだ。

○休憩場所等について

- ・少し広がった部分は休憩場所として利用されている。
- ・ドライブウェイに並行して少し平らな部分があり、どこからでも入れる。これでは規制の意味がないのではないか。
- ・徹底して規制をできるわけではないので、規制の根拠をはっきりさせるべき。利用者を納得させるだけの根拠を示すことが大切であろう。

○不法投棄の問題

- ・ドライブウェイからトラックのものと思われるタイヤが投棄されている。早急に回収すべき。

○ドライブウェイとの境界

- ・ドライブウェイのガードレールが良く見える。
- ・谷にはガードレールの破片のようなものが落ちていた。

○ガイドのあり方について

- ・ガイドの義務化は不要ではないか。そもそも本来自然を楽しむにはガイドなど必要ない。
- ・大台ヶ原は自然観察の場だけではなく、歴史的にも有名な場所である。ガイドを養成するのであれば、動植物だけでなく、歴史・文化もしっかり抑えた総合的な解説ができる人材を育てるべき。
- ・自然観察は、まるで理科の授業のようである。100%同定できなくても良いのではないか。その場で名前がわからなくても、デジカメ等で撮影して、後でみんなでビジターセンターで調べましょう、というのでもよいと思う。
- ・しかし、有償のガイドにする場合は、やはり最低限の動植物の知識が必要である。

(3) ビジターセンターでの意見交換における主な意見

○利用人数（1団体あたりの人数）について

- ・植物観察に際などに、植生への踏み込みが生じるので、10人以下が望ましい。
- ・声の通る範囲という点では、今回の現地調査の人数10人+ α くらいが適当ではないか。
- ・10人以上のグループで来た場合、一つのグループをふたつ以上に分けるのか？「1団体」の考え方について整理する必要がある。
- ・例えば13人のグループで来た場合、1グループと見なすなど、+ α を認めてもよいのではないか。
- ・利用調整の趣旨として、静寂性が大きくテーマとしてうたわれているのだから、利用人数については少なければ少ない方がよい。
- ・今日の現地調査でも、他のグループの話し声が聞こえた。

○休憩やレクチャーの場所について

- ・歩道上で休憩するとなると窮屈。休憩用の広い場所を設けてはどうか。
- ・西大台は遊歩道ではないのだから、休憩場所を設けること自体、論理的におかしい。歩道上で休憩するべきだ。
- ・広い所を、現状に手を加えずに、休憩等の場としてはどうか。
- ・（環境省）公園計画では、西大台に関しては、必要最小限の整備を行うこととされているが、現状として休憩場所になっている所もあり、植生への影響も懸念される。ここで休憩して欲しいとう場を、ある程度設定することも考えている。
- ・ガイドが岩場で休憩するように注意するだけでも、休憩による影響はかなり緩和できる。レクチャーの中で休憩の仕方を指導することも必要である。休憩については、休憩場所を設けるというよりも、休憩の仕方を指導することが重要である。
- ・入山時間を午前と午後に分けて、中で食事をしないようにすることも考えられる。模範的な利用に仕方を示していくことが重要である。

○経ヶ峰について

- ・今まで駐車場として使わせるのかどうかについて、明確にして来なかった。利用調整地区の指定を機会に、はっきりした方がよい。
- ・経ヶ峰で乗客を降ろすツアーバスが増えてきている。利用調整地区が指定されると付加価値が出て、さらに増加するだろう。
- ・ボックスに人をおいて、立入者を取り締まることは現実的に無理なので、入り口を閉鎖するしかないだろう。
- ・半分は日本製紙の土地なので、境界確認が必要である。

○路肩駐車防止用のロープについて

- ・ロープが張られたことによって、今年のピーク時には、道路の両側にマイカーが止められて、道幅が狭められる事態が生じている。このような状態では、緊急車両も通れない。現実問題として、ガードマンを置くなどの対応が必要である。

- ・路肩駐車の問題は、今後のマイカー規制の中で対応していくべき問題である。ただし、現在生じている問題に対して対応することも必要である。

○ドライブウェイからの入り込みへの対応

- ・変な所に車が停まっていることが多く、現状として、ドライブウェイからの入り込みがあるのは事実である。
- ・ドライブウェイからある程度バッファをとって柵等を設ける方法と、道の際にネット等を設置する方法がある。
- ・規制をする以上、徹底的にやる必要があるので、道の際にネットを設けて閉鎖するのがよい。中途半端な規制なら、やらない方がよい。
- ・徹底的に規制するのはよいが、シカなど動物の移動への影響についても考慮する必要がある。
- ・理屈の上では、東大台ではシカの移動など考慮されていないのに、なぜ西大台では考慮するのか、ということになるのではないか。
- ・ネット等に関しては、景観の面についての配慮する必要がある。

○その他

- ・防鹿柵について説明がなかったが、利用者の理解を深めていくためにも、看板等を明示する必要がある。
- ・西大台地区内での、タイヤの投棄などに対して早急に対処する必要がある。
- ・誘導のためのロープについては、不必要と思われるものもある。また、樹木を痛めているので、改善する必要がある。

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
構成員一覧および設置要領

1. 構成員一覧

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦 (大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長)
長嶋 俊介 (鹿児島大学多島圏研究センター 教授)
西田 正憲 (奈良県立大学 教授)
村上 興正 (元京都大学 講師)
横田 岳人 (龍谷大学 講師)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署
奈良県企画部観光交流局観光課
奈良県農林部森林保全課
三重県環境森林部自然環境室
上北山村地域振興課
川上村産業振興課
大台町宮川総合支所産業室

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会
上北山村観光協会
上北山村漁業協同組合
上北山村区長会
上北山村商工会
(財) グリーンパーク川上
大杉谷自然学校
近畿日本鉄道(株)
山岳ガイドクラブ 北山いこら
奈良県勤労者山岳連盟
奈良県山岳連盟
奈良県タクシー協会
奈良交通(株)
日本山岳会関西支部
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良
山本勇三 (大台ヶ原地区パークボランティア)
吉野きたやま森林組合上北山支所
吉野熊野観光開発(株)
ワーク21かみきたやま

2. 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領

(名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(以下「利用適正化計画」という)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
 - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者(関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等)で、近畿地方環境事務所長から委嘱された者により構成する。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、専門的な助言等を得るため、協議会に構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

(構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

(辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成 18 年 2 月 26 日から施行する。

平成 18 年 3 月 26 日 一部改正